

令和2年度 第3回小田原市総合教育会議

日時：令和3年3月23日（火）

午後1時15分から午後3時30分まで

場所：小田原市役所 大会議室

次 第

1 あいさつ（午後1時15分～）

2 議 題

(1) 2030 ロードマップの先導的な取組について（13：20～15：00）

【資料1】

ア 家庭教育支援（13：30～14：00）

【資料1・P12】【資料2-1～3】

イ 教育のあり方（14：00～14：30）

【資料1・P11】【資料2-4】

ウ 幼児教育・保育の質の向上（14：30～15：00）

【資料1・P13】

(2) デジタル化の推進について（15：00～15：20）

【資料3-1～3】

3 その他（15：20～15：30）

小田原市総合教育会議名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 等
守屋 輝彦	小田原市長
柳下 正祐	小田原市教育長
吉田 眞理	教育長職務代理者
森本 浩司	教育委員
益田 麻衣子	教育委員
井上 孝男	教育委員

令和2年度 第3回小田原市総合教育会議 席次

7階 大会議室

守屋市長

柳下
教育長

吉田委員

益田委員

森本委員

【書記】
府川
副課長

井上委員

【書記】
菊川
主査

山下 子ども青少年部副部長	杉崎 子ども青少年部長
------------------	----------------

石川 文化部長	北村 教育部長
------------	------------

飯田 教育部副部長	鈴木 教育部管理監
--------------	--------------

阿部 オリンピック・パラリンピック推進担当課長 兼 デジタル化推進担当課長	小澤 企画政策課長
--	--------------

古矢 文化部副部長	佐次 施設整備担当課長
--------------	----------------

湯浅 生涯学習課長	下澤 教育総務課長
--------------	--------------

澤地 スポーツ課長	杉山 保育課長
--------------	------------

石井 教育指導課長	鈴木 学校安全課長
--------------	--------------

中村 生涯学習課 副課長	高田 教職員担当課長
-----------------	---------------

内田 子ども青少年支援課長	菊地 青少年課長
------------------	-------------

濱野 教育指導課副課長	石井 教育総務課 副課長
----------------	-----------------

西村 教育相談担当課長	中山 教育指導課指導主事
----------------	-----------------

齋藤 教育指導課 副課長	浅野 教育指導課 副課長
-----------------	-----------------

鈴木 健康づくり課 副課長	大井 健康づくり課長
------------------	---------------

武井 学校安全課副課長	中津川 学校安全課 副課長
----------------	------------------

傍聴席

受付



世界が憧れるまち“小田原”を目指して

令和3(2021)年3月 小田原市

2030ロードマップとは

- 2030ロードマップは、新たな将来像として掲げていく「世界が憧れるまち“小田原”」の基本的な考え方や、ポストコロナ社会も踏まえながら、その実現に向け注力していく先導的な取組などを、実現する状態とともに2030年に向けた工程表として示すものです。
- 現在の市政運営は、第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」に基づき展開しておりますが、その計画期間を1年前倒し、令和4(2022)年度当初からスタートする新たな総合計画を令和3(2021)年度中に策定していきます。2030ロードマップは、この新たな総合計画の基礎となるとともに、スピード感を持って取組を展開していくため、令和3(2021)年度当初予算や組織体制との連動も図っています。
- 2030ロードマップの先導的な取組は、今後小田原市が注力していく分野を明示(特出)したものであり、それ以外の分野について、取組の歩みを止めるものではありません。既存施策を含めた市政運営の全体の方向性は、新たな総合計画策定において明示していきます。
- 2030ロードマップの内容は、市長政策集を基に、有識者からの意見や庁内の若手プロジェクトチームによる検討も加味しながら、カタチにしてきたものです。将来を完全に見通すことが難しい環境にあって、本ロードマップの内容は、多様な主体とのコミュニケーションツールとしての価値を有しており、今後の実践や総合計画の策定プロセスを通じて取組内容が進化していくものと捉えています。

1 2030RM とは

2 市政の現状と課題

3 2030年ビジョン (実現する姿)

4 基本的な考え方

- 生活の質の向上
- 地域経済の好循環
- 豊かな環境の継承
- 推進エンジン

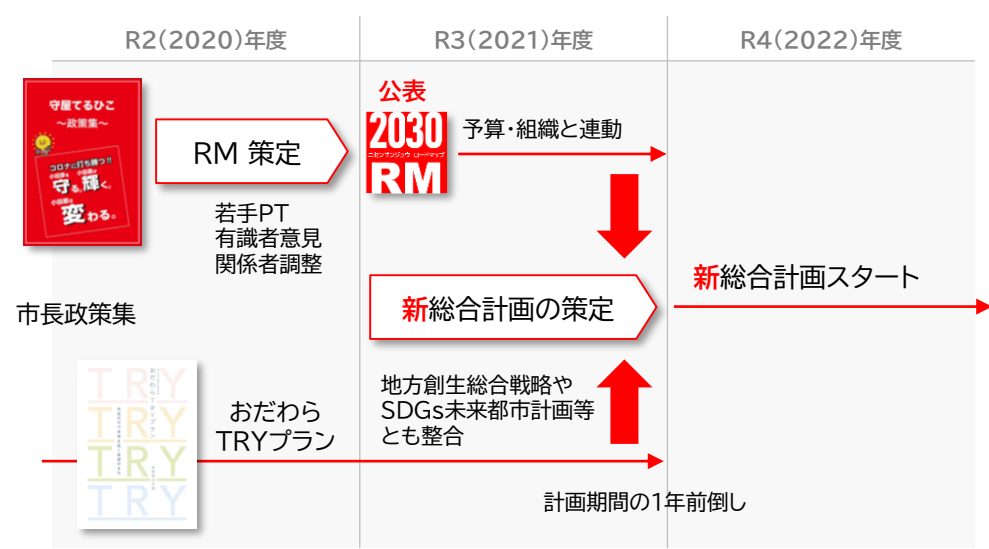
5 ポストコロナにおける小田原の可能性

6 先導的な取組 (4+2)

- 医療・福祉
- 教育
- 企業誘致
- 環境・エネルギー
- 公民連携
- デジタルまちづくり

7 まちづくりの展開・推進体制

【2030ロードマップと総合計画の関係】



【若手プロジェクトチームによる検討】



推進エンジンのひとつ「公民連携(若者・女性活躍)」や人口20万人実現に向けた「移住・定住」をテーマに、庁内公募による12名の若手職員が、「odawara compass」という名のプロジェクトチームを組み、2か月という短期間で施策案を検討しました。

市政の現状と課題

- これまでに、住みよい・訪れてよいまちづくりを進めることにより20万都市を堅持することを目標に掲げ、市民の力・地域の力を核とした新しい公共により、小田原の豊かな地域資源を十全に生かしながら、持続可能なまちづくりを進めてきました。令和元年度には、内閣府の「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に認定されるなど、わが国でも特筆すべき市民力や地域力を生かした課題解決の先進地となっています。
- 一方、世界共通の課題である新型コロナウイルス感染症をはじめ、地球温暖化や頻発する大規模災害への対処、デジタルシフトや格差社会への対応など、先が見通せない中でも山積する課題に向き合い、多様な主体が連携してその解決を見出していかなければなりません。この際、ひとつの指針となるのが、2015年に国連総会で採択された世界共通の目標であるSDGsです。
- 直近では、新型コロナウイルス感染症対策として、「生活を守る」「事業者を守る」「教育を守る」「地域医療を守る」ことを最優先にしながら、ポストコロナ社会における小田原の将来像を示し、持続可能な地域社会を構築していかなければなりません。これまでの持続可能な地域社会の実現に向けた取組を継承しつつ、SDGsの基本的な考え方でもある、経済・環境・社会の好循環をデジタル技術の活用や公民連携によって生み出すことが求められています。
- また、世界から見た日本の都市は、治安・衛生・医療面で優れた環境を有するとともに、特に小田原には、他都市が羨むほどの豊かな自然環境、交通至便性、歴史・文化、そして特筆すべき市民力・民間力があります。このポテンシャルを最大限に生かしていくことも市政運営における大きな課題です。
- 全国的な人口減少と同様に、本市の人口は、平成12(2000)年の20万人をピークに減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所による令和12(2030)年の推計人口は、17.3万人となっています。市税収入は横ばいの状況ですが、市民生活の維持向上をはじめ扶助費の増加等に対応していくうえでも、人口の増加を税収の増加につなげる好循環を生み出していく必要があります。

1 2030RM とは

2 市政の現状と課題

3 2030年ビジョン (実現する姿)

4 基本的な考え方

- 生活の質の向上
- 地域経済の好循環
- 豊かな環境の継承
- 推進エンジン

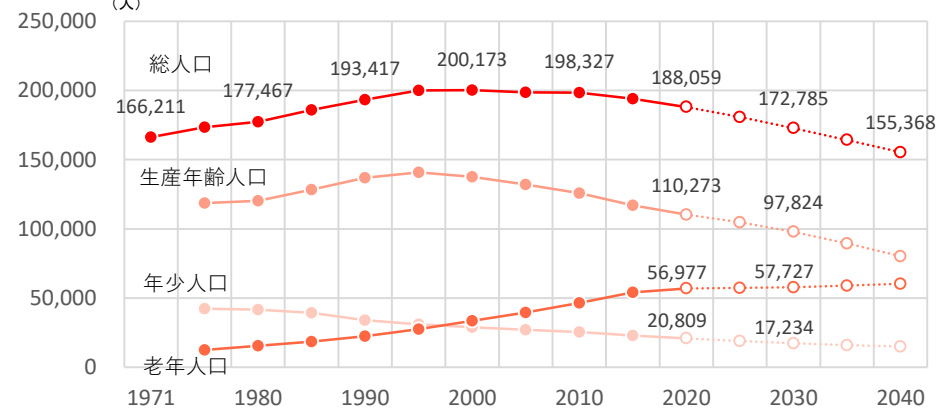
5 ポストコロナにおける小田原の可能性

6 先導的な取組 (4+2)

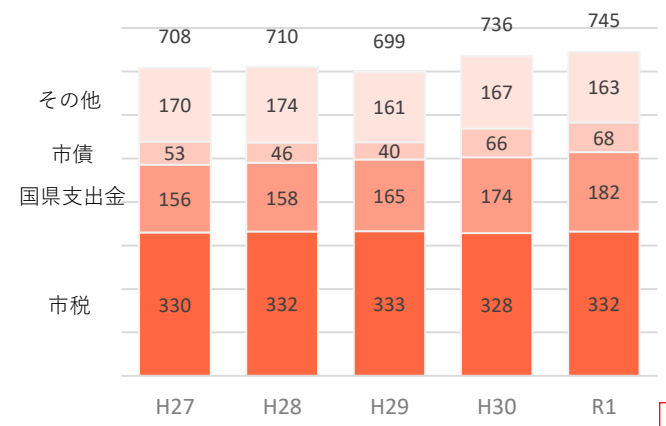
- 医療・福祉
- 教育
- 企業誘致
- 環境・エネルギー
- 公民連携
- デジタルまちづくり

7 まちづくりの展開・推進体制

【本市の人口の推移】 データ：2020年前は市統計月報、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年推計）



【歳入決算額(一般会計)の推移】



2030年ビジョン(実現する姿)「世界が憧れるまち“小田原”」

世界的に見ても歴史や文化、自然・食環境・交通アクセスに恵まれた小田原は、他都市が羨むほどのポテンシャルを有しています。そのポテンシャルをいかんなく発揮し、世界中の人が行ってみたい、住んでみたいまち「世界が憧れるまち“小田原”」を目指します。

人々はかつて小田原を目指しました。小田原は、歴史をひも解けば、古来より交通の要衝として栄え、戦国時代、北条氏が五代100年にわたって築いた城下町であり、全国の大名を驚かすほどの大都市でした。その後、時代は移り、明治期以降も政財界の要人や著名な文化人にも愛され、人を呼び寄せ、多様な魅力を持つ都市として成長してきました。これは、人々の命が守られ、自らの地域で暮らすために必要なものが、全てそろった豊かな環境であったからに他なりません。

このような、小田原の個性は他の都市にはない魅力として、先人たちによって、磨き高められ、今に継承されています。現代では、交通の結末地となり、新幹線や高速道路等のインフラが整備され、地方都市として一定の成熟を迎えました。今後はいかにしてまちの魅力を再確認し、引き出し、高めて、その魅力を国内外に向けて発信していくかが大切となります。

とりわけ、社会状況の変化を捉えた企業誘致やデジタル社会への転換などに挑戦し、新たなチャンスが生まれる環境を作っていくなど、まちの求心力を高め、持続可能な地域社会の構築に向けて取り組んでいく必要があります。

言うまでもなく、「世界が憧れるまち“小田原”」を実現するためには、わが国でも特筆すべきレベルに成長した市民力や地域力を生かした課題解決の取組を土台に、これまでにない新技術の積極的な活用や公民連携の手段により、市民生活を向上させることは欠かせません。

すなわち、高い防災力と教育水準、地域医療と福祉の充実を図りながら、地域内外を重層的に人や物が好循環する環境を作り、小田原を中心とした県西地域の経済を活性化させていくことが必要です。これと同時に、市民力、地域力を生かした市政運営により、住み続けることに、愛着や誇りを持てる小田原にしていくことが求められます。

このためにも、小田原の豊かな環境の継承を土台として、スピード感を持ったまちづくりを進め、「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」の具現化により、小田原に人や企業を呼び込み、結果として人口20万人規模の都市を目指していきます。

そして、今という時代においても再び注目される都市となるよう、ポストコロナ社会を視野に入れながら、小田原の魅力を最大限に磨き上げ、国内外の人たちが、行ってみたい、住んでみたいと憧れ、そして住む人に住み続けたいと思ってもらえる「世界が憧れるまち“小田原”」の実現につなげていきます。

1 2030RM とは

2 市政の現状と課題

3 **2030年ビジョン
(実現する姿)**

4 基本的な考え方

- 生活の質の向上
- 地域経済の好循環
- 豊かな環境の継承
- 推進エンジン

5 ポストコロナにおける小田原の可能性

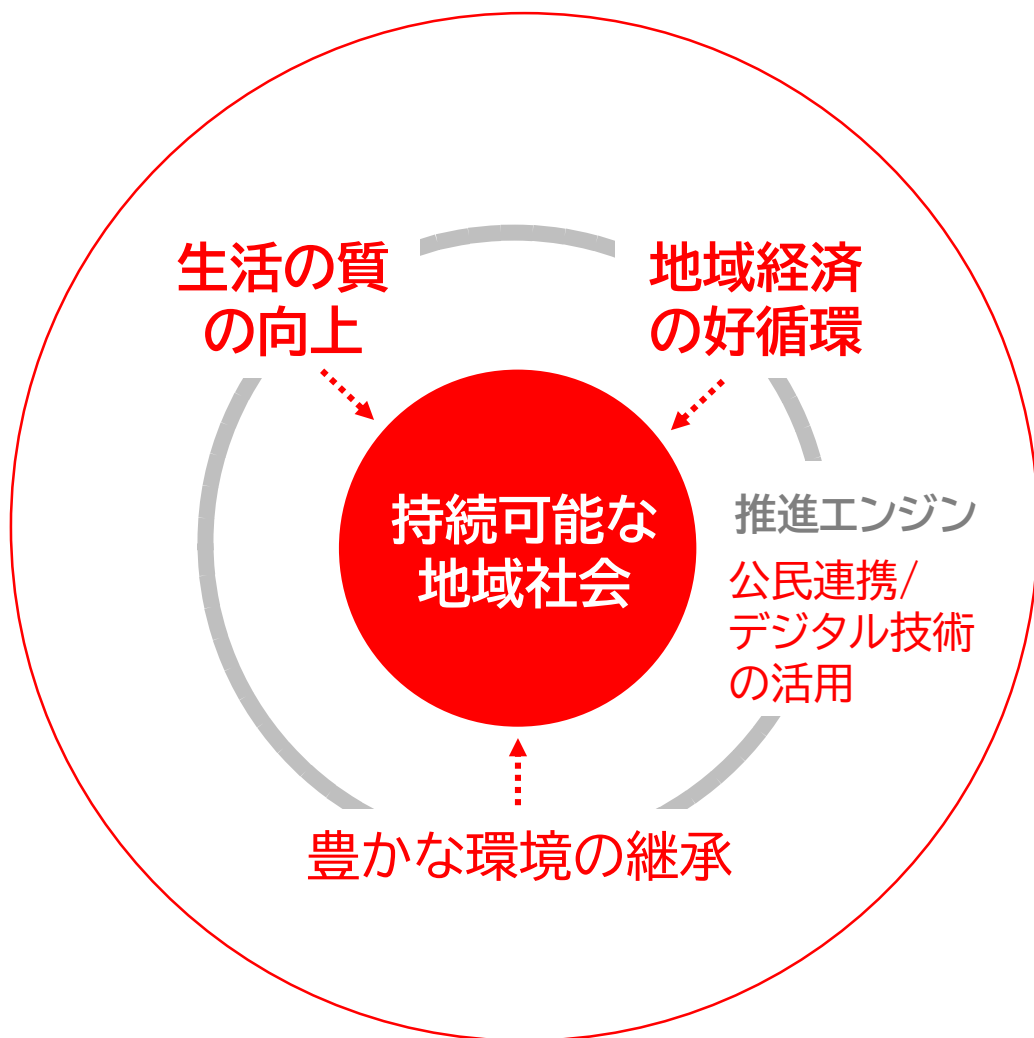
6 先導的な取組
(4+2)

- 医療・福祉
- 教育
- 企業誘致
- 環境・エネルギー
- 公民連携
- デジタルまちづくり

7 まちづくりの展開・
推進体制

「世界が憧れるまち“小田原”」の基本的な考え方

「世界が憧れるまち“小田原”」の実現に向け、「豊かな環境の継承」を土台に、「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」の両輪を持続的に回していくことを基本とし、まちづくりの推進エンジンとして、民間の力を取り入れた公民連携とデジタル技術の活用を積極的に進め、持続可能な地域社会を構築していきます。そして、「誰もがその人らしく、安心して住み続けることができるまち」、「地場産業を支え、国内外から人や企業を呼び込み、地域経済が好循環するまち」、「豊かな環境を未来に継承するまち」を目指していきます。



1 2030RMとは

2 市政の現状と課題

3 2030年ビジョン
(実現する姿)

4 基本的な考え方

- 生活の質の向上
- 地域経済の好循環
- 豊かな環境の継承
- 推進エンジン

5 ポストコロナにおける小田原の可能性

6 先導的な取組
(4+2)

- 医療・福祉
- 教育
- 企業誘致
- 環境・エネルギー
- 公民連携
- デジタルまちづくり

7 まちづくりの展開・推進体制

「世界が憧れるまち“小田原”」の基本的な考え方

生活の質の向上

誰もがその人らしく、安心して住み続けることができるまちを作るためにも、小田原の可能性を最大限に引き出すとともに、デジタル化といった最新技術を積極的に活用して、医療・福祉・教育・文化・防災といった生活の質の向上を目指します。また、従来からある小田原の魅力と、生活の質が向上することにより生まれる新たな魅力を、市内外に発信することで、交流人口や関係人口を創出し、小田原に人を呼び込み、結果として人口20万人規模の都市を目指します。

地域経済の好循環

交通至便性に優れ、小田原城を中心に商業が発展していった小田原において、将来にわたり、安心して営みを継続できるよう、域内で経済が回る仕組みを作り、まち全体で地場産業を支えることができるまちを目指します。また、北条時代から受け継がれてきた歴史や文化など、様々な力にあふれた小田原の観光を磨き上げ、交流人口を増加させるとともに、時代のニーズを捉えた企業誘致や産業の創出、新たな働き方を提案していくことで、国内外から人や企業を呼び込み、地域経済が好循環するまちを目指します。

豊かな環境の継承

森里川海がある小田原の豊かな自然を守り続けていくためには、気候変動にも対応した環境負荷の小さいカーボンニュートラル社会の構築を、再生可能エネルギーの普及・促進や公民連携によるまちづくりによって実現していく必要があります。また、SDGs未来都市である小田原は、国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、一次産業の環境整備や、豊かな森づくりなどに取り組むとともに、SDGsの考え方とも連動している「地域循環共生圏」を創造することにより、持続可能な循環共生型の社会を構築し、暮らしの土台となる豊かな自然環境を未来に継承します。

まちづくりの推進エンジン（公民連携・デジタル技術の活用）

生活の質の向上と地域経済の好循環という両輪を、時代の流れに乗り遅れることなく、いち早く、未来を見据えて円滑に回し続けるためにも、民間の力を取り入れたデジタル技術の活用と公民連携を積極的に進めて行きます。デジタル技術は、「市民生活の質の向上」、「デジタル・ガバメントの推進」、「地域活力の向上」に欠かせない技術であり、市民生活を豊かにする新たな手段となります。また、都市としての競争力を高めることにもつながることから、デジタル化によるまちづくりを推進します。そして、行政の力だけではなく、市民や企業、団体などの民間と連携することで、地域の課題を解決し、小田原の持っているポテンシャルを最大限引き出したまちづくりを進めます。

- 1 2030RMとは
- 2 市政の現状と課題
- 3 2030年ビジョン（実現する姿）
- 4 **基本的な考え方**
 - 生活の質の向上
 - 地域経済の好循環
 - 豊かな環境の継承
 - 推進エンジン
- 5 ポストコロナにおける小田原の可能性
- 6 先導的な取組（4+2）
 - 医療・福祉
 - 教育
 - 企業誘致
 - 環境・エネルギー
 - 公民連携
 - デジタルまちづくり
- 7 まちづくりの展開・推進体制

ポストコロナ社会における小田原の可能性

- 世界中で急速に感染が広がった新型コロナウイルス感染症は、私たちの命と経済活動を脅かしています。ワクチンや治療薬の開発が道半ばの状況にあって、感染症対策と経済活動の両輪を回していくことが求められています。
- コロナ禍にあって、本市も甚大な影響を受けていますが、過密から分散という思考のシフトにより、社会は既に新しい生活様式へと変容し始めています。例えば、働き方改革、テレワーク、サテライトオフィスなどは、ポストコロナ社会においても定着していくものであり、小田原の立地や交通網を踏まえると、域外の方を呼び込むチャンスにもなります。
- このように、コロナ禍では地方回帰といった新たな価値観が再び見直されています。小田原には、豊かな自然環境、歴史・文化、食、市民力・民間力など、他都市にはまねできない羨むほどの地域資源を有しています。これらの資源を最大限に生かすことで、ポストコロナ社会における豊かな暮らしを、小田原の地から実現していくことが可能になると考えられます。

【ポストコロナ社会でも価値を持つ小田原の豊かな地域資源】

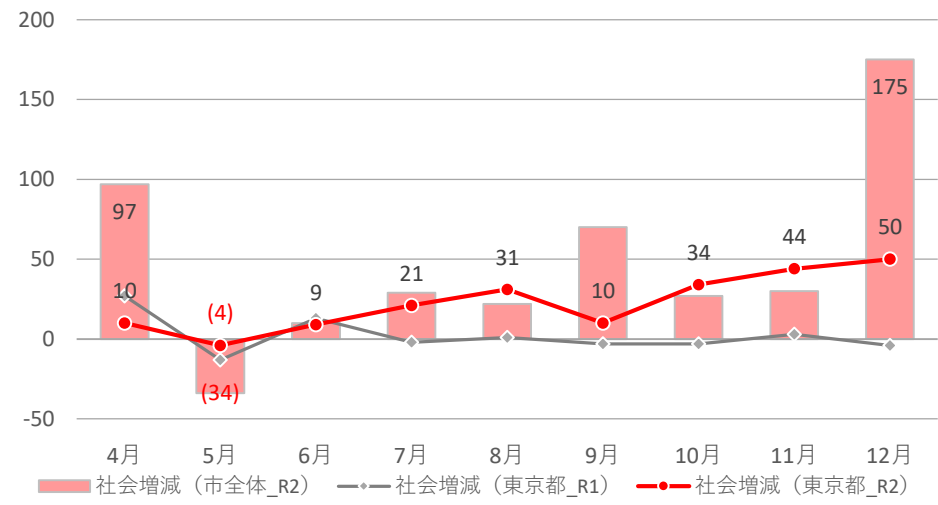


歴史 文化(なりわい) 自然 食 郷土愛 市民力・民間力 交通至便性 多様性

【直近の人口動態】 データ：住民基本台帳人口移動報告書

コロナ禍の影響もあり、転入転出ともに、前年より移動量は下がっていますが、令和2(2020)年の6月以降、本市の人口動態は、社会増で推移しています。直近で社会増が続いているのは、転入より転出が抑制されていることが一因と考えられますが、社会増減を東京都に限ってみると、6月以降、転入超過傾向にあり、昨年と比較しても明らかに増加しています。

こうした流れを加速させていくための打ち手により、社会増の好循環トレンドにつなげていく必要があります。



- 2030RM とは
- 市政の現状と課題
- 2030年ビジョン (実現する姿)
- 基本的な考え方
 - 生活の質の向上
 - 地域経済の好循環
 - 豊かな環境の継承
 - 推進エンジン
- ポストコロナにおける小田原の可能性
- 先導的な取組 (4+2)
 - 医療・福祉
 - 教育
 - 企業誘致
 - 環境・エネルギー
 - 公民連携
 - デジタルまちづくり
- まちづくりの展開・推進体制

先導的な取組 (4+2)

- 「世界が憧れるまち“小田原”」の実現に向け、注力していく「医療・福祉」「教育」「企業誘致」「環境・エネルギー」の4領域に、「公民連携」と「デジタルまちづくり」を加えて、先導的な領域とし、取組を加速させていきます。
- なお、ここに掲げる取組は、ポストコロナにおける小田原の可能性も踏まえたものとしています。

医療・福祉



- 地域医療体制
- 地域共生社会
- 健康寿命の延伸

教育



- 教育のあり方
- 家庭教育支援
- 就学前教育・保育の質の向上

企業誘致



- 企業誘致
- 新しい働き方
- 新たなビジネス機会の創出

環境・エネルギー



- 再生可能エネルギー
- 地域循環共生圏・森づくり

公民連携



- 公民連携



- 若者・女性活躍

デジタルまちづくり



- 2030RM とは
- 市政の現状と課題
- 2030年ビジョン (実現する姿)
- 基本的な考え方
 - 生活の質の向上
 - 地域経済の好循環
 - 豊かな環境の継承
 - 推進エンジン
- ポストコロナにおける小田原の可能性

- 先導的な取組 (4+2)
 - 医療・福祉
 - 教育
 - 企業誘致
 - 環境・エネルギー
 - 公民連携
 - デジタルまちづくり

- まちづくりの展開・推進体制

【2030年の姿】

- 地域医療体制は、地域の医療機関、福祉・介護施設、行政等の連携体制が充実し、各医療機関における患者の円滑な受入れから、外来・入院診療・退院後のケア、在宅医療に至るまで、24時間365日安心して利用できる医療が提供されている。また、一次、二次、三次救急医療において、医療機関と行政が協力し、よりスムーズに救急医療を提供する体制が整っている。
- 市立病院は、地域医療支援病院として地域医療の確保を支援するとともに、高度急性期・急性期を中心とした高度医療の提供による重症患者への診療体制が強化され、三次救急医療、小児・周産期医療や災害医療の提供、新感染症を含む大災害発生時に必要な体制の構築、療養環境の改善等により市民や患者に信頼される病院となっている。また、医療スタッフにとって働きたくなる病院となっており、経営改革プランのもと、安定的な経営状態となっている。

【2030年の目標】 二次救急医療の圏域内自己完結率※1 90%以上の医療提供体制の確保

		短期		中期		長期				
【ロードマップ】	2020	2021	2022			2025				2030
地域医療連携		▼小田原市立病院と県立足柄上病院との連携協力協定 県西二次保健医療圏内の医療機関、福祉・介護施設等との連携				見直し			見直し	
新市立病院建設										
		基本計画	発注準備	設計・建設工事			引越	(仮称)地域連携・患者支援センターの設置・運営		
									▼開院	▼グランドオープン
									解体・外構・駐車場工事	
市立病院経営改革・経営形態の見直し		経営改革プラン		見直し		経営改革プラン		見直し	経営改革プラン	
		検討	地方公営企業法全部適用移行・検証							

※1:圏域内自己完結率

患者居住医療圏にある施設で治療を受けることができる割合。神奈川県地域医療構想においても、各圏域内の数値が示されている。

- 2030RM とは
- 市政の現状と課題
- 2030年ビジョン (実現する姿)
- 基本的な考え方
 - ▶ 生活の質の向上
 - ▶ 地域経済の好循環
 - ▶ 豊かな環境の継承
 - ▶ 推進エンジン
- ポストコロナにおける小田原の可能性
- 先導的な取組 (4+2)
 - ▶ 医療・福祉
 - ▶ 教育
 - ▶ 企業誘致
 - ▶ 環境・エネルギー
 - ▶ 公民連携
 - ▶ デジタルまちづくり
- まちづくりの展開・推進体制

【2030年の姿】

- 市と福祉にかかわる様々な機関や団体との間に包括的な連携体制が構築され、全世代・全方位型の確実なセーフティネットが形成されている。
- 市民の暮らしに身近なところに配置された福祉の専門人員が支援を必要とする人々に寄り添い、各種のサービスを活用しながら、多くの担い手とともに問題解決や自立を支援している。
- 様々な違いを個性として認めあうダイバーシティやインクルージョンの考えが広く市民に理解され、誰もが生きがいや役割を持ち、「支える：支えられる」という関係を越えて、助け合いながら安心して暮らすことができるケア力の高いコミュニティ（地域共生社会）が実現されている。

【2030年の目標】

包括支援センターの圏域ごとに地域福祉相談支援員を配置し、誰もが適切なサービスが受けられる

- 2030RM とは
- 市政の現状と課題
- 2030年ビジョン（実現する姿）
- 基本的な考え方
 - 生活の質の向上
 - 地域経済の好循環
 - 豊かな環境の継承
 - 推進エンジン
- ポストコロナにおける小田原の可能性
- 先導的な取組（4+2）**
 - 医療・福祉
 - 教育
 - 企業誘致
 - 環境・エネルギー
 - 公民連携
 - デジタルまちづくり

	短期		中期		長期	
【ロードマップ】	2020	2021	2022	2025	2030	
地域共生社会の実現に向けた計画推進	第3次 地域福祉計画 <small>調査・改訂作業</small>	●課題の複合化に対する包括的支援体制の構築、土台としての地域力強化 第4次 地域福祉計画			第5次 地域福祉計画 <small>調査・改訂作業</small>	
組織体制の強化	庁内連携体制整備	福祉総合支援*1の実施 <small>効果検証・改善</small>		福祉総合支援の実施 <small>効果検証・改善</small>	福祉総合支援の実施 <small>効果検証・改善</small>	
ソーシャルワークの強化	福祉まるごと相談*2の充実(断らない相談・伴走型支援の充実)		福祉まるごと相談の充実 <small>効果検証・改善</small>		福祉まるごと相談の充実 <small>効果検証・改善</small>	
	地域福祉相談支援員の計画的な配置					
地域のケア力の醸成	地域活動支援検討	各地区の支え合いの活動促進・福祉拠点の整備・担い手確保支援 <small>効果検証・改善</small>		各地区の支え合いの活動促進・福祉拠点の整備・担い手確保支援 <small>効果検証・改善</small>	各地区の支え合いの活動促進・福祉拠点の整備・担い手確保支援 <small>効果検証・改善</small>	

※1:福祉総合支援
市の組織内に福祉にかかわる制度横断的な体制を整え、多機関(社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体等)との連携のもとに包括的な支援を行う。

※2:福祉まるごと相談
家庭や地域で生活する中で起こる様々な困りごとをまるごと受け止めて、問題の解決を支援するために市社会福祉協議会に設置された相談窓口。

医療・福祉

健康寿命の延伸(健康増進、未病、スポーツ)

【2030年の姿】

- まち全体に、正しい健康知識を手軽に取得する環境や、スポーツ活動を通じて子どもから高齢者まで地区で元気に体を動かす環境が整っており、民間企業等は従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、健康づくりに取り組んでいる。
- 市民は、スマートフォンアプリなどのデジタル技術を活用して、楽しみながら自身の健康管理のための行動が習慣化し、医療受診について理解し、正しい受診行動がとれるようになっている。
- 健康に対する意識向上により適切な健康行動につながることで、健康寿命が延伸している。

【2030年の目標】 健康寿命 男性80歳 女性85歳を実現

- 2030RM とは
- 市政の現状と課題
- 2030年ビジョン (実現する姿)
- 基本的な考え方
 - 生活の質の向上
 - 地域経済の好循環
 - 豊かな環境の継承
 - 推進エンジン
- ポストコロナにおける小田原の可能性
- 先導的な取組 (4+2)
 - 医療・福祉
 - 教育
 - 企業誘致
 - 環境・エネルギー
 - 公民連携
 - デジタルまちづくり
- まちづくりの展開・推進体制

		短期	中期		長期			
【ロードマップ】	2020	2021	2022		2025			2030
健康増進計画 データヘルス計画		健康増進計画			次期 健康増進計画(健康増進・食育推進・自殺対策を一本化)			
		食育推進計画			●脳血管疾患予防、歯科保健の推進強化、生活習慣病の予防や改善、実効性のある自殺対策			
		自殺対策計画						
	調査委託		改訂作業					
		第2期データヘルス計画		第3期データヘルス計画			第4期	
	中間評価			改訂作業				改訂作業
健康寿命延伸プロジェクト事業		ポピュレーションアプローチ(通いの場における健康相談)						
		ハイリスクアプローチ(健診異常値放置者受診勧奨、糖尿病性腎症重症化予防事業)						
		事業見直し			事業見直し			
		国保データベース(KDB)等データ分析、事業内容の評価、検討						
地区活動の強化			地域における健康教育等の充実		地域における健康教育等の充実		地域における健康教育等の充実	
			見直し		見直し		見直し	
			健康おだわら普及員や体育振興会と連携したスポーツ活動等の充実		健康おだわら普及員や体育振興会と連携したスポーツ活動等の充実		健康おだわら普及員や体育振興会と連携したスポーツ活動等の充実	

【2030年の姿】

- 小田原の質の高い教育を受けた子どもたちが、多様な人々との関わりを通じてより良い社会を創る力を身に付けて成長し、幅広い分野で国際的に活躍することで、小田原の教育が注目され、市民が郷土に誇りを持って充実した生活を営んでいる。
- ICTを活用した学習ができる環境が家庭も含めて整っており、児童生徒は、端末を文房具のように当たり前を使いながら、個に応じた学習を時間や場所に縛られずに主体的に行い、教員は、児童生徒の学習履歴等の蓄積したデータを活用し、児童生徒の個性や特徴、興味関心や学習の到達度を把握しながら、より一人一人に応じた子ども主体の学習を展開している。
- 小中学校の整備(改築、長寿命化)や適時適正な改修が施され、児童生徒が過ごしやすい環境が整っている。

【2030年の目標】 将来の夢を持つ児童生徒の割合 100%

		短期	中期		長期			
【ロードマップ】	2020	2021	2022		2025			2030
「新たな学び」の実現に向けた取組		新たな学力・学習状況調査のモデル実施		見直し		見直し		見直し
		エビデンス※1に基づいた授業改善			授業改善		授業改善	
		小田原版STEAM教育※2の研究・開発			小田原市版STEAM教育の学校での展開			
ICT教育	端末・校内LANの整備	学習ネットワークの運用・教職員研修・研究 ICT端末等の活用・デジタルコンテンツの充実・家庭学習に活用			端末機器等の更新	運用・研究・活用		運用・研究・活用
新しい学校づくり		庁内検討	新しい学校づくり推進基本方針等		中長期整備計画の見直し	地域との調整・合意形成		
			検討委員会・地域への説明		地域への説明	改築・長寿命化等の個別事業を順次実施		
		既存施設の適正な維持管理と環境改善に資する施設整備			維持管理・施設整備		維持管理・施設整備	

※1:エビデンス
科学的根拠。

※2:STEAM教育

Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(芸術)、Mathematics(数学)等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

- 2030RMとは
- 市政の現状と課題
- 2030年ビジョン(実現する姿)
- 基本的な考え方
 - 生活の質の向上
 - 地域経済の好循環
 - 豊かな環境の継承
 - 推進エンジン
- ポストコロナにおける小田原の可能性
- 先導的な取組(4+2)
 - 医療・福祉
 - 教育
 - 企業誘致
 - 環境・エネルギー
 - 公民連携
 - デジタルまちづくり

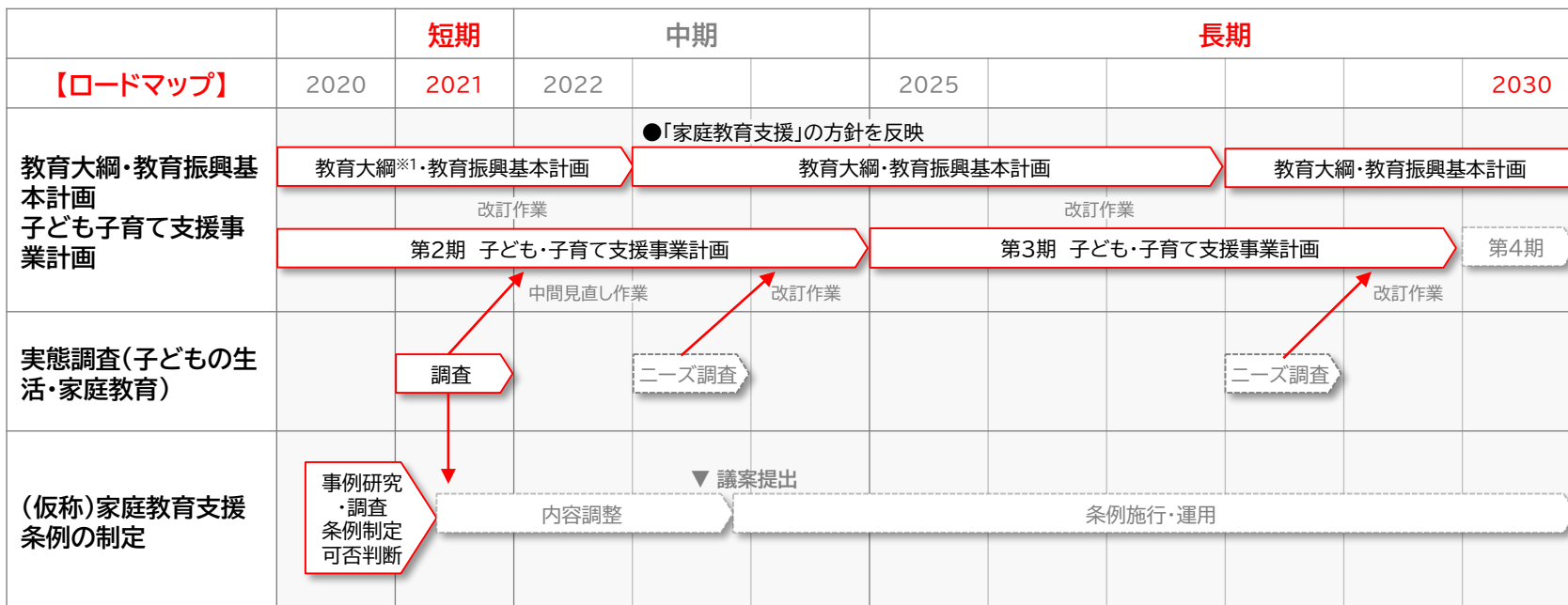
- まちづくりの展開・推進体制

【2030年の姿】

- 家庭を取り巻く行政、学校、地域住民、地域活動団体及び事業者等は家庭教育の自主性を尊重し、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、より一層の連携を図り、家庭教育を支えている。
- 子どもたちが、家庭の事情に左右されることなく、自分らしく学ぶことができる環境が整っている。

【2030年の目標】 保護者の4人中3人が子育て環境や支援に満足

- 2030RM とは
- 市政の現状と課題
- 2030年ビジョン (実現する姿)
- 基本的な考え方
 - 生活の質の向上
 - 地域経済の好循環
 - 豊かな環境の継承
 - 推進エンジン
- ポストコロナにおける小田原の可能性
- 先導的な取組 (4+2)
 - 医療・福祉
 - **教育**
 - 企業誘致
 - 環境・エネルギー
 - 公民連携
 - デジタルまちづくり
- まちづくりの展開・推進体制



※1:小田原市教育大綱

本市の教育、学術、文化について、目標や施策の根本となる方針を定めるもの。小田原の地域特性などを踏まえ、教育委員会との協議を経て、市長が策定する。

【2030年の姿】

- 公私幼保※1どの施設に通っても、子どもたちの自発的な活動を通じた学びに向かう力や生きる力の基盤が培われ、質の高い幼児教育ができるようになっていく。
- 市内各施設は、子どもたちが新しい時代に必要な力を得るためのスタートとして期待を持って預けたい施設になっており、それぞれの施設が特色を活かした実践を行いながら、活発な交流・意見交換により質の向上が進んでいる。
- 公立施設は、認定こども園の整備を契機に、質の向上に向けた実践に基づく研究機能などの役割を担っている。
- 保護者は、幼児教育・保育から学校教育へのスムーズな接続と保育内容の変化が実感できる。
- 各施設職員にとっても、前向きに楽しみながら働ける環境が整えられており、離職率の低下とともに、働きやすさと働き甲斐を求めて市外からの就職希望者も増えている。

【2030年の目標】

保護者から選ばれる多様で特色ある質の高い幼児教育・保育を全ての公私幼保施設で実践

1 2030RM とは

2 市政の現状と課題

3 2030年ビジョン
(実現する姿)

4 基本的な考え方
 > 生活の質の向上
 > 地域経済の好循環
 > 豊かな環境の継承
 > 推進エンジン

5 ポストコロナにおける小田原の可能性

6 先導的な取組
(4+2)

- > 医療・福祉
- > **教育**
- > 企業誘致
- > 環境・エネルギー
- > 公民連携
- > デジタルまちづくり

7 まちづくりの展開・推進体制

	短期		中期			長期			
【ロードマップ】	2020	2021	2022			2025			2030
公私幼保が連携した 質の向上の取組	公私幼保による意見交換			市全体(公私幼保)での取組基盤の構築、 方針のとりまとめ、実践の活発化			実践の活発化		
公立幼保施設の再編・ 整備	橋認定こども園 地域協議	基本計画	設計・工事	▼開所 運営					
	再編方針検討	再編の実施		第3期子ども・子育て支援事業計画 民間施設の動向や利用状況を踏まえた再編を順次実施			第4期 見直し		
幼保一体化の取組 働き方改革	幼児教育保育アドバイザー 公立共通カリキュラム作成	公立組織統合 人事一本化		質の高い幼児教育・保育の一体的提供と公立施設の 役割の実践、民間施設へのフィードバックと連携			実践・民間施設との連携		
	公立園務支援システム 実証実験・導入準備	▼導入 システム利用		効果検証・改善		効果検証・改善		効果検証・改善	
	民間保育所ICT化導入支援(補助事業)								

※1:公私幼保施設
公立又は私立の幼稚園、保育所、認定こども園など。

企業誘致

企業誘致

【2030年の姿】

- 新たに整備された工業団地をはじめ、市内各地に工場や研究所などの事業所が進出しており、駅を中心としたエリアには新しい働き方に対応したオフィス床があり、魅力的な働く場となっている。
- 工場や研究所、本社やサテライトオフィスなどの進出にともなって質の高い新たな雇用が生み出され、若い世代を中心とした転入人口が増えることにより、市内のにぎわいが向上し、地域経済が循環している。
- 従来の働き方に縛られないスタートアップ企業等が増え、働く場や住む場所の選択肢が広がっている。

【2030年の目標】 働く場所の増加 累計75社



※1:サテライトオフィス
企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。

※2:ワークプレイス・マーケット
新しい働き方に取組んでみたい人が相談、体験機会を求めて集う、新しい働き方の推進拠点

- 2030RMとは
- 市政の現状と課題
- 2030年ビジョン(実現する姿)
- 基本的な考え方
 - 生活の質の向上
 - 地域経済の好循環
 - 豊かな環境の継承
 - 推進エンジン
- ポストコロナにおける小田原の可能性
- 先導的な取組(4+2)
 - 医療・福祉
 - 教育
 - 企業誘致
 - 環境・エネルギー
 - 公民連携
 - デジタルまちづくり

- まちづくりの展開・推進体制

【2030年の姿】

- 時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が本市内で普及し、多様なワークライフバランスが実現されている。
- オフィスワークのほか「食」「農林業」「漁業」などに着眼し、小田原で働いてみたい、小田原を働く拠点としたいと考える企業や人がワークプレイス・マーケットを中心に集い、新しい働き方やビジネス、ライフスタイルを発信している。
- いこいの森やその他の施設と様々な業態の民間事業者(飲食、商業、交通、旅行等)との連携が図られ、小田原の地域資源を活用した新しいワークプランやテレワーク環境が構築されることによって、本市の魅力を再発信するとともに、首都圏等からの企業誘致や移住促進につながっている。

【2030年の目標】 テレワークやワーケーションができる場所 100か所

		短期	中期	長期		
【ロードマップ】	2020	2021	2022	2025	2030	
4 基本的な考え方 > 生活の質の向上 > 地域経済の好循環 > 豊かな環境の継承 > 推進エンジン	公民連携による 新しい働き方環境づくり	推進協議会発足 拠点・運営方法等検討	協議会運営 効果検証・改善	継続実施・推進 効果検証・改善	継続実施・推進 効果検証・改善	
		(仮称)ワークプレイス・マーケット	拠点設置	企業マッチング・お試し勤務 効果検証・改善	機能拡大 効果検証・改善	機能拡大 効果検証・改善
5 ポストコロナにおける小田原の可能性	いこいの森	民間の地域資源との連携		地域資源を活かした働く場の増加	地域資源を活かした働く場の増加	
		整備	ワーケーション環境の充実	充実	充実	
		▼ 指定管理		見直し	▼ 指定管理	見直し
		市・施設管理者・周辺施設等との連携・協力			連携・協力	連携・協力
6 先導的な取組 (4+2) > 医療・福祉 > 教育 > 企業誘致 > 環境・エネルギー > 公民連携 > デジタルまちづくり	旧支所等	調査・提案募集		利活用		
		テレワーク※1・ワーケーション※2施設				

※1:テレワーク

所属オフィスから離れたところに居ながら、通信ネットワークを活用することにより、あたかも所属オフィス内で勤務しているような作業環境にある勤務形態のこと。具体的には、「在宅勤務」「サテライトオフィス勤務」「モバイルワーク」といった形態がある。

※2:ワーケーション

「仕事(work)」と「休暇(vacation)」を組み合わせた造語。

1 2030RM とは

2 市政の現状と課題

3 2030年ビジョン (実現する姿)

4 基本的な考え方

5 ポストコロナにおける小田原の可能性

6 先導的な取組 (4+2)

7 まちづくりの展開・推進体制

企業誘致

新たなビジネス機会の創出(起業・事業承継、観光、海、食)

【2030年の姿】

- 多様なおいしい地元食材を使った商品開発が進んだり、提供する飲食店が増え「美食のまち」が定着することなどによって、持続可能な農水産業が営まれている。また、起業者が継続して事業を営み、中心市街地では、空き店舗等を利活用した起業の連鎖によって、商店街に賑わいが戻り、地域住民の生活の質や利便性が向上している。
- 新たな誘客コンテンツにより、観光客数、宿泊者数が増え、観光消費額が増加している。
- 美しい砂浜が人気スポットとなり、アクティビティスポーツや海辺に親しめる場となっている。

【2030年の目標】 **新規創業数 累計300社**

		短期	中期		長期			
【ロードマップ】	2020	2021	2022		2025		2030	
起業、ビジネス機会の創出・事業承継	起業スクール		起業スクール			起業スクール		
	神奈川県事業承継ネットワークにおける連携		制度検証・充実		制度検証・充実			
地域資源を活かした新たなビジネス <small>【県市協調事業】 早川海岸整備</small>	観光戦略ビジョン		(仮称) 第2期 観光戦略ビジョン					
	現状調査・検証・更新検討		「美食のまち」の反映		見直し		見直し	
	民間事業者と連携した商品開発や販路開拓・店舗での提供・PR			継続実施		継続実施		
	基本構想策定等		設計・工事等				供用	
空き店舗等利活用	空き店舗等利活用促進事業費補助金				空き家・空き店舗等の利活用			
中小企業経営支援	金融機関との意見交換・中小企業融資制度			継続実施		継続実施		
	利子補給			制度検証		制度検証		

- 2030RM とは
- 市政の現状と課題
- 2030年ビジョン (実現する姿)
- 基本的な考え方
 - 生活の質の向上
 - 地域経済の好循環
 - 豊かな環境の継承
 - 推進エンジン
- ポストコロナにおける小田原の可能性
- 先導的な取組 (4+2)**
 - 医療・福祉
 - 教育
 - **企業誘致**
 - 環境・エネルギー
 - 公民連携
 - デジタルまちづくり
- まちづくりの展開・推進体制

【2030年の姿】

- 市内建物のうち設置可能な屋根のおおよそ3分の1程度に太陽光発電設備が導入され、デジタル化の進展に伴い増加する電力需要に対し、地域の再生可能エネルギーが無駄なく活用されている。
- デジタル技術の活用によって、生活や場所、一人ひとりに応じたより便利・快適な暮らしが実現する社会に移行する中で、再生可能エネルギーの活用による持続可能な好循環が市内の至るところで展開され、民間主導の自立的な取組として更なる再エネ導入を牽引している。
- 加速度的な再エネ導入に向けた分散型エネルギーマネジメントの基盤が整いつつ、あらゆる資源(ヒト・モノ・コト・情報・エネルギー)が有効活用され、2050年の脱炭素社会の実現を見据えた、変化に対し柔軟かつ強靱な地域社会が実現している。

【2030年の目標】 再生可能エネルギー導入量5倍

	短期		中期			長期					
【ロードマップ】	2020	2021	2022			2025					2030
地域マイクログリッド※2を通じた要素技術の実装	◀2019年 小田原市 二酸化炭素排出量実質ゼロ※1を宣言 ▼国 2050年カーボンニュートラル宣言 ▼小田原・箱根気候変動フロンティア宣言										
	要素技術を活用したモデル事業の実施										
2030年先行モデルの構築(ショーケース)	<ul style="list-style-type: none"> ● 再エネ価値の有効活用(需給一体、地産地消) ● ローカル演算力の導入(デジタル社会の基盤) ● 分散型エネルギーシステムによるレジリエンスの向上 										
	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々なツールとの連携事例創出(EVシェアリング×MaaS) ● 再エネ活用を基盤に公民連携拡大 ● 地域潜在価値向上と好循環創出(デジタルでリンク、課題解決) 										
公民連携の拡大、データ活用と地域還元											
公民連携の拡大、データ活用と地域還元											
<small>効果検証・改善</small>											

※1:二酸化炭素排出量実質ゼロ

CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。カーボンニュートラル。

※2:地域マイクログリッド

一定規模のエリアで再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等を導入し、災害等による大規模停電時に一般送配電事業者が所有する配電網を活用して当該エリアに電力を供給し自立運用を行う新たなエネルギーシステム。

- 2030RM とは
- 市政の現状と課題
- 2030年ビジョン(実現する姿)
- 基本的な考え方
 - 生活の質の向上
 - 地域経済の好循環
 - 豊かな環境の継承
 - 推進エンジン
- ポストコロナにおける小田原の可能性
- 先導的な取組(4+2)
 - 医療・福祉
 - 教育
 - 企業誘致
 - 環境・エネルギー
 - 公民連携
 - デジタルまちづくり

- まちづくりの展開・推進体制

【2030年の姿】

- 荒廃竹林や獣害などの環境課題の解決に多くの方が関わるようになり、課題だったものが経済性を有する地域資源に転換し、環境保全活動の促進へとつながる循環の仕組みが構築されている。この循環の仕組みは、民主導型の公民連携で自立的に運営され、体験型メニューの充実により環境課題解決の現場に首都圏から多くの人々が訪れ、関係人口として定着している。
- 小田原の森は、レーザー航測等のデータを活用することによって、木材生産林や広葉樹林、里山林などの役割に応じた森林のゾーニングが確立され、多様な生物が育まれるとともに、森林整備の担い手のネットワークが、様々な企業や団体、市民等に広がり、川上から川下までつながっている。
- いこいの森周辺では、施設間の連携・協力が進み、自然体験をとおした都市部との交流、ボランティア活動の拠点、森林環境教育など、多様な森林空間が利用され、子どもたちが、より多くの環境フィールドで学ぶ機会を得ている。また、小学校をはじめとして市内内外の様々な場所において、小田原産の木材が利活用され、明るく快適で木に包まれた気持ちの良い生活環境に囲まれている。

【2030年の目標】 **小田原の森里川海に触れる体験をした都市住民の割合 30%**

1 2030RM とは

2 市政の現状と課題

3 2030年ビジョン
(実現する姿)

4 基本的な考え方

- 生活の質の向上
- 地域経済の好循環
- 豊かな環境の継承
- 推進エンジン

5 ポストコロナにおける小田原の可能性

6 先導的な取組
(4+2)

- 医療・福祉
- 教育
- 企業誘致
- **環境・エネルギー**
- 公民連携
- デジタルまちづくり

7 まちづくりの展開・推進体制

	短期		中期		長期		
【ロードマップ】	2020	2021	2022		2025		2030
公民連携による環境課題への対応	体制の構築		環境課題(竹林・鳥獣)対応		継続実施・拡大		継続実施・拡大
	体験モニター企画・本格実施/環境意識啓発の実施		(仮称)森里川海ブランドの確立		効果検証・改善		効果検証・改善
おだわら環境志民ネットワーク※1	検討	自立化支援		自立的運営			
おだわら森林ビジョン・森林整備	策定検討	第1期 実施計画期間			第2期 実施計画期間		
	【市】森林整備計画						
小田原産木材の活用 森林環境教育・木育※2等	モデル事業	学校木の空間づくり事業(小学校の内装木質化)		継続実施		継続実施	
	森林環境教育・木育等						
	森のせんせい(養成・派遣)/きまつりの開催・木育イベント参加/都市自治体と連携した取組の推進					効果検証・改善	
	効果検証・改善						

※1:おだわら環境志民ネットワーク

市内の環境団体・企業・個人の連携・協働を支援し、環境との共生に向けた市民活動の活性化を目指す組織。

※2:木育

身近な森とふれあいながら森を学び、地域の木を使っていくことで、森林や林業に対する理解を深める取組。

公民連携（推進エンジン）

【2030年の姿】 ←

- これまでの協働の取組を土台にして、SDGsやデジタル技術の活用を旗印に多様な主体がつながり、地域の課題解決に取り組んでいる。行政と民間の垣根を取り払う試行錯誤を通じて、行政は、多様な主体が連携するプラットフォームビルダーとしての役割を、民間事業者は、本業を通じて社会的な価値を創出する役割を果たしている。
- 若者・女性活躍の推進とともに、子育てや教育環境の充実、ポストコロナ社会のライフスタイルに応じた暮らしの充実もあいまって、年齢、性別にかかわらず、チャレンジできる小田原、活躍できる小田原が定着している。
- 流出傾向にあった若年層が交流人口、関係人口として関わる機会が増えるとともに、小田原で育った人が外での経験を持って小田原に戻ってくることが増え、若者や女性の価値観とそれを尊重する環境の循環が、まちの活性化に寄与し、豊かな暮らしを実現している。

【市内若手プロジェクトチーム「odawara compass」からの提案】

【イノベーション・ラボの設置・運営】

若者活躍

きっかけづくり(情報でつなぐ)

…「見てもらえる」「見つけてもらえる」情報発信

- インスタグラムによる情報発信(若者がキャッチしやすい媒体)
- 目安箱の設置(若者に耳と目を傾ける)

関係の質の向上(組織と方法でつなぐ)

…行政がプラットフォームとして機能し、活動しやすい環境をつくる

- 大学とのつながり(学生と小田原を結ぶネットワークづくり)
- SDGsパートナーとの連携事業(若者と地域活動を結ぶ)
- 「おだちゃん」の運用を学生と一緒にやる

市役所の内部改革

…市内の若手活躍を推進し成功例を示し、手法や効果を波及させる

- 中高生が継続的に市政に関われる場の創出

女性活躍

女性が輝く社会=社会とつながる仕組みづくり

- 女性職員を中心としたプロジェクトチームの発足
- 育児休暇取得ファーストペンギン増進計画
- 女子メンター(通称:女子メン)の導入
- 社会とつながるコンシェルジュ

デジタル化やSDGsに係る民間事業者、大学・研究機関に加え、若者や女性など多様な主体が集い、学び、交流し、世界が憧れるまち小田原の実現に向けて、より一層まちの動きが加速するようなイノベーションを引き起こす拠点とする。また、公民連携を推進する組織(職員)を配置し、地域課題の解決を図るため行政と民間事業者による共創を生み出す窓口とする。

機能

- デジタル化、SDGsを軸とした産学官民相互の活動促進(交流会、意見交換会、WSなど)
- 民間事業者からの公民連携に関する提案や相談の窓口
- コワーキングスペース(利用者登録制・無料)

運営

- デジタルまちづくり係、共創・若者係を配置、必要に応じて有識者から運営のアドバイスを受ける。
- 営業日:10:00-21:00(年末年始を除く)

1 2030RMとは

2 市政の現状と課題

3 2030年ビジョン
(実現する姿)

4 基本的な考え方

- 生活の質の向上
- 地域経済の好循環
- 豊かな環境の継承
- 推進エンジン

5 ポストコロナにおける小田原の可能性

6 先導的な取組
(4+2)

- 医療・福祉
- 教育
- 企業誘致
- 環境・エネルギー
- 公民連携
- デジタルまちづくり

7 まちづくりの展開・推進体制

デジタルまちづくり（推進エンジン）

【2030年の姿】 ←

- 全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報の共有、提供が可能となるデータ連携の基盤が整い、今までにない新たな価値を生み出すことで地域、年齢、性別、言語等による格差がなくなり、市民や企業の多様なニーズ、潜在的なニーズに対してきめ細かな対応が可能な、市民目線のより良い未来都市が実現している。
- イノベーションで創出される新たな価値により、モノやサービスが、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供され、社会システム全体がネットワーク化・最適化し、経済発展と社会的課題の解決を両立していける社会となっている。
- 人工知能(AI)やロボット、自動走行車などの技術、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などのこれまでに解決が困難だった課題が克服されている。

【デジタル化によるまちづくりの方針】 →

デジタル技術を最大限に活用し、持続可能で活力あるまちづくりを推進することで、豊かな未来社会を実現する。

I 市民生活の質の向上

ICTやビッグデータの活用によるサービスの効率化や地域における課題解決を進めることで、より一層便利で快適な市民生活の実現を図るとともに、これまでの常識や様々な活動様式の変化を踏まえた新たな社会に対応していく。

II デジタル・ガバメントの推進

デジタル技術の活用により行政手続や業務プロセスの改革を進めるとともに、ICT基盤の最適化を図ることで、データ駆動型の自治体運営に向けた環境を整備する。

III 地域活力の向上

多様な主体による緊密な連携・協働によりデジタル化を推進することで地域の魅力を高め、官民の持つデータ基盤を中核に民間活力を地域に呼び込む。

【おだわらデジタル8(エイト)】 →

～デジタル化に向けた8つの方向性～

市民生活分野のデジタル化

地域課題の解決

デジタルデバイド対策

行政サービスの改革

行政におけるICT基盤の最適化

ICT人材の育成・登用

データ活用環境の構築

産学官連携の推進

【直近のアクション】 →

計画・推進体制

- 市「デジタル化推進本部」を通じた全庁的な取組の推進
- 公民連携による「デジタルイノベーション協議会」の立ち上げ
- デジタル・エグゼクティブ・アドバイザー等の専門人材登用
- 大学等との包括連携協定の締結
- 国「スーパーシティ構想」エントリー
- 「(仮称)小田原市デジタル化推進計画」の策定

具体のアクション例

- ICT教育(GIGAスクール構想)
- 幼稚園等の業務軽減ツールの導入
- テレワーク・ワーケーション環境整備
- 市税スマホアプリ納入の導入
- 観光電子商品券(キャッシュレス決済)

1 2030RMとは

2 市政の現状と課題

3 2030年ビジョン
(実現する姿)

4 基本的な考え方

- 生活の質の向上
- 地域経済の好循環
- 豊かな環境の継承
- 推進エンジン

5 ポストコロナにおける小田原の可能性

6 先導的な取組
(4+2)

- 医療・福祉
- 教育
- 企業誘致
- 環境・エネルギー
- 公民連携
- デジタルまちづくり

7 まちづくりの展開・推進体制

まちづくりの展開

【国・県・近隣自治体と連携した取組の推進】

- 2030RMは、令和3(2021)年度当初からスタートする県西地域活性化プロジェクト(改訂版)とも連携させ、本市の取組のみならず、この圏域の資源を活かした「かながわ県西ライフ」の実現を、県・近隣自治体とともに目指していきます。
- 取組に必要な財源については、国県の補助金等の確保に積極的に取り組むとともに、地方創生推進交付金や新たな生活様式に対応する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を積極的に活用していきます。

【今後のまちづくりの展開】

- スピード感を持って先導的な取組を推進していくとともに、長期的な視野に立ち、ハード整備も含めたまちづくりへと展開していくため、令和3(2021)年度の新総合計画の策定過程において、小田原駅をはじめとした駅周辺のまちづくりのほか、以下の取組について検討を進めていきます。

医療・福祉

市立病院を中心とした医療・保健・福祉の拠点づくり

教育

小・中学校の新しい学校づくりと連動した施設の長期的な整備

企業誘致

工業団地の整備・サテライトオフィス誘致/新しい働き方環境の創出(ワークプレイス・マーケット、イノベーション・ラボを含む)

環境・エネルギー

いこいの森周辺における、環境・森づくり・再生可能エネルギーの実践拠点の形成

推進体制

【令和3(2021)年度の組織機構】

- 令和3(2021)年度の組織機構では、広報広聴課を市長直轄の室に移行するとともに、推進エンジンの2つのテーマについては、未来創造・若者課(未来創造係/共創・若者活躍係)とデジタルイノベーション課(情報システム係/デジタルまちづくり係)を新設し、推進体制を整えます。
- また、企画政策課に移住定住係を新設し、生活の質の向上と地域経済の好循環による人の動きを全庁的な取組として加速させていきます。

【外部専門人材の登用や庁内若手・女性職員の活躍の場】

- 令和2(2020)年度の取組に引き続き、先導的な取組に関する外部の専門人材を積極的に登用していきます。令和3(2021)年度は、デジタルやイノベーション等の推進を担う専門人材を事業コーディネーターとして登用し、職員とともに取組を推進する体制を整えていきます。
- また、「隼(かい)より始めよ」というように、市役所の若手・女性職員が庁内・庁外問わず活躍できる環境も整えていきます。

【公民連携のプラットフォーム(体制・場)の形成】

- おだわらSDGs実行委員会やおだわら環境志民ネットワークをはじめ、新設のデジタルイノベーション協議会や新しい働き方協議会などを通じて、公民連携を促進していきます。
- また、多様な主体が集い、交流し、新たな力の創出や地域の課題解決に向けてイノベーションを引き起こす拠点(イノベーション・ラボ)形成もあわせて進めていきます。

- 1 2030RM とは
- 2 市政の現状と課題
- 3 2030年ビジョン(実現する姿)
- 4 基本的な考え方
 - 生活の質の向上
 - 地域経済の好循環
 - 豊かな環境の継承
 - 推進エンジン
- 5 ポストコロナにおける小田原の可能性
- 6 先導的な取組(4+2)
 - 医療・福祉
 - 教育
 - 企業誘致
 - 環境・エネルギー
 - 公民連携
 - デジタルまちづくり
- 7 まちづくりの展開・推進体制

本市の家庭教育支援関連事業の分野別整理一覧

(加賀市家庭教育支援条例等の項目を参考)

家庭教育支援条例に記載のある分野

1 親としての学び

親としての学びを支援する学習の方法の導入・普及、保護者の学習の機会の提供

2 親になるための学び

親になるための学びを支援する学習の方法の導入・普及、学校等における学びの機会の提供

3 人材育成

家庭教育の支援を行う人材の養成、資質の向上並びに家庭教育の支援を行う人材相互間の連携

4 関係者・地域の連携

家庭、学校等、地域住民その他の関係者の連携した活動の促進

5 相談体制

相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知

6 広報・啓発

家庭教育に関する情報の収集・整理・分析、家庭の役割等の啓発、社会的気運の醸成

一部自治体の家庭教育支援条例に記載のある分野

7 子供の体験

8 経済的支援

家庭教育支援条例には記載のない分野

9 学校教育

10 教育・保育サービス

11 居場所づくり

1 親としての学び

事業No.	事務事業No.	事業名	家庭教育	学校	地域	保健	福祉	医療	就労	所属名
1	95	家庭教育学級事業	○							生涯学習課
2	96	PTA研修事業	○	○	○					生涯学習課
5	136	子どもの読書活動推進事業								図書館
7	309	地域自殺対策強化事業								健康づくり課
8	310	食育実践活動事業								健康づくり課
9	316	小児深夜救急医療事業						○		健康づくり課
12	322	乳幼児健康診査事業				○				健康づくり課
14	324	母子訪問指導事業				○				健康づくり課
16	326	母子健康教育事業				○				健康づくり課
18	330	子育て支援フェスティバル開催事業								子育て政策課
19	331	地域子育てひろば事業			○					子育て政策課

2 親になるための学び

事業No.	事務事業No.	事業名	家庭教育	学校	地域	保健	福祉	医療	就労	所属名
11	321	妊婦健康診査事業				○				健康づくり課
16	326	母子健康教育事業				○				健康づくり課
追加	-	妊婦歯科検診				○				健康づくり課
追加	-	ママパパ学級				○				健康づくり課
追加	-	育児相談				○				健康づくり課
追加	-	禁煙指導				○				健康づくり課
追加	-	不育症治療費助成事業				○				健康づくり課
追加	-	不妊症治療費助成事業				○				健康づくり課

3 人材育成

事業No.	事務事業No.	事業名	家庭教育	学校	地域	保健	福祉	医療	就労	所属名
50	363	街頭指導活動等充実事業			○					青少年課
51	364	青少年と育成者のつどい開催事業			○					青少年課
52	367	指導者養成研修・派遣事業			○					青少年課
53	368	青少年リーダー育成事業			○					青少年課
追加	102	官民協働によるまちづくり担い手育成事業（市民学校）			○					生涯学習課

4 関係者・地域の連携

事業No.	事務事業No.	事業名	家庭教育	学校	地域	保健	福祉	医療	就労	所属名
3	99	尊徳顕彰事業			○					生涯学習課
4	110	尊徳学習推進事業			○					生涯学習課
19	331	地域子育てひろば事業			○					子育て政策課
44	357	子ども会支援事業			○					青少年課
45	358	地区健全育成組織支援事業			○					青少年課
46	359	青少年育成推進員支援・活用事業			○					青少年課
47	360	地域の見守り拠点づくり事業			○					青少年課
49	362	青少年環境浄化団体等支援事業			○					青少年課
83	589	特色ある学校づくり推進事業		○	○					教育指導課
84	590	学校支援地域本部事業		○	○					教育指導課
85	591	学校運営協議会推進事業		○	○					教育指導課
86	592	防災教育事業		○	○					教育指導課

5 相談体制

事業No.	事務事業No.	事業名	家庭教育	学校	地域	保健	福祉	医療	就労	所属名
10	320	乳児家庭全戸訪問事業				○				健康づくり課
13	323	育児相談事業				○				健康づくり課
14	324	母子訪問指導事業				○				健康づくり課
15	325	子育て世代包括支援センター運営事業				○				健康づくり課
22	334	養育支援家庭訪問事業					○			子ども青少年支援課 (はーもにい)
23	335	児童相談事業		○			○			子ども青少年支援課 (はーもにい)
27	339	子育て支援拠点管理運営事業					○			子育て政策課
33	345	保育所等訪問支援事業					○			子ども青少年支援課 (はーもにい)
34	346	早期発達支援事業					○			子ども青少年支援課 (はーもにい)
35	347	おだわら子ども若者教育支援センター整備事業(新規)					○			子ども青少年支援課 (はーもにい)
55	370	相談及び自立支援充実事業								子ども青少年支援課 (はーもにい)
56	371	青少年相談センター管理運営事業								青少年課
87	593	支援教育事業		○						教育指導課 (はーもにい)
88	594	特別支援相談・通級指導教室充実事業		○						教育指導課 (はーもにい)
89	595	日本語指導協力者派遣事業		○						教育指導課 (はーもにい)
90	596	登校支援事業		○						教育指導課 (はーもにい)
91	597	いじめ防止対策推進事業		○						教育指導課
92	598	生徒指導員派遣事業		○						教育指導課
93	599	教育相談事業		○						教育指導課 (はーもにい)
94	600	ハートカウンセラー相談員派遣事業		○						教育指導課 (はーもにい)

6 広報・啓発

事業No.	事務事業No.	事業名	家庭教育	学校	地域	保健	福祉	医療	就労	所属名
追加	—	ママパパ知恵袋メール配信				○				健康づくり課
18	330	子育て支援フェスティバル開催事業								子育て政策課
21	333	子育てマップ発行事業								子育て政策課
48	361	情報発信支援事業			○					青少年課

7 子供の体験

事業No.	事務事業No.	事業名	家庭教育	学校	地域	保健	福祉	医療	就労	所属名
6	141	スポーツ観戦提供事業								スポーツ課
18	330	子育て支援フェスティバル開催事業								子育て政策課
19	331	地域子育てひろば事業			○					子育て政策課
43	356	プレイパーク事業			○					青少年課
47	360	地域の見守り拠点づくり事業			○					青少年課
54	369	体験学習事業								青少年課
57	563	放課後児童健全育成事業		○						教育総務課
58	564	放課後子ども教室推進事業		○						教育総務課
77	583	情操教育充実事業		○						教育指導課

8 経済的支援

事業No.	事務事業No.	事業名	家庭教育	学校	地域	保健	福祉	医療	就労	所属名
24	336	児童扶養手当支給事業					○			子育て政策課
25	337	母子家庭等自立支援事業					○		○	子育て政策課
26	338	児童手当支給事業					○			子育て政策課
29	341	小児医療費助成事業						○		子育て政策課
30	342	ひとり親家庭等医療費助成事業						○		子育て政策課
31	343	未熟児養育医療費助成事業						○		子育て政策課
95	601	小学校児童就学支援事業		○						教育指導課
96	602	中学校生徒就学支援事業		○						教育指導課
97	603	高等学校等奨学金事業		○						教育指導課

9 学校教育

事業No.	事務事業No.	事業名	家庭教育	学校	地域	保健	福祉	医療	就労	所属名
59	565	学校教材整備・管理事業（小学校）		○						教育総務課
60	566	学校教材整備・管理事業（中学校）		○						教育総務課
61	567	教材等整備・管理事業（幼稚園）		○						教育総務課
62	568	食育啓発事業		○						学校安全課
63	569	健康診断事業		○		○				学校安全課
64	570	保健教育事業		○		○				学校安全課
65	571	学校災害給付事業		○						学校安全課
66	572	学校給食事業		○						学校安全課
67	573	学校施設維持・管理事業（小学校）		○						学校安全課
68	574	学校施設維持・管理事業（中学校）		○						学校安全課

69	575	施設維持・管理事業（幼稚園）		○						学校安全課
70	576	教育ネットワーク整備事業		○						学校安全課
71	577	校庭・園庭芝生管理事業		○						学校安全課
72	578	給食調理施設・設備整備事業		○						学校安全課
73	579	学力向上支援事業		○						教育指導課
74	580	外国語教育推進事業		○						教育指導課
75	581	読書活動推進事業		○						教育指導課
76	582	人権教育事業		○						教育指導課
78	584	体力・運動能力向上事業		○						教育指導課
79	585	部活動活性化事業		○						教育指導課
80	586	共同研究事業		○						教育指導課
81	587	二宮尊徳学習事業		○	○					教育指導課
82	588	郷土学習推進事業		○	○					教育指導課

10 教育・保育サービス

事業No.	事務事業No.	事業名	家庭教育	学校	地域	保健	福祉	医療	就労	所属名
17	329	ファミリー・サポート・センター管理運営事業			○				○	子育て政策課
32	344	市障害児通園施設「つくしんぼ教室」運営事業					○	○	○	子ども青少年支援課 (はーもにい)
36	348	公立保育所管理運営事業					○		○	保育課
37	349	民間施設等運営費補助事業					○		○	保育課
38	351	多様な保育推進補助事業					○		○	保育課
39	352	認可外保育施設支援事業					○		○	保育課
40	353	教育・保育の提供体制推進事業					○		○	保育課
41	354	私立幼稚園教育支援事業					○		○	保育課
42	355	就学前教育・保育充実事業（新規）					○		○	保育課
98	604	公立幼稚園教育推進事業					○		○	教育指導課

11 居場所づくり

事業No.	事務事業No.	事業名	家庭教育	学校	地域	保健	福祉	医療	就労	所属名
20	332	児童遊園地管理補助事業			○					子育て政策課
27	339	子育て支援拠点管理運営事業					○			子育て政策課
28	340	児童プラザ管理運営事業			○					子育て政策課
43	356	プレイパーク事業			○					青少年課
47	360	地域の見守り拠点づくり事業			○					青少年課
57	563	放課後児童健全育成事業		○	○				○	教育総務課
58	564	放課後子ども教室推進事業		○	○					教育総務課

資料 2-1

別紙参考

事業 No.	事務 事業 No.	事業名	子ども・ 子育て支援 事業計画	義務的	保護者	対象年齢						所属名	
						妊娠期	0歳児	乳幼児	未就学児	小学校	中学校		高校生
【文化部】													
1	95	家庭教育学級事業	○										生涯学習課
2	96	PTA研修事業											生涯学習課
3	99	尊徳顕彰事業								4～6年生			生涯学習課
追加	102	官民協働によるまちづくり担い手育成 事業（市民学校）											生涯学習課
4	110	尊徳学習推進事業	○										生涯学習課
5	136	子どもの読書活動推進事業	○										図書館
6	141	スポーツ観戦提供事業											スポーツ課

【福祉健康部】													
7	309	地域自殺対策強化事業		○									健康づくり課
8	310	食育実践活動事業	○										健康づくり課
9	316	小児深夜救急医療事業	○										健康づくり課
10	320	乳児家庭全戸訪問事業	○	○									健康づくり課
11	321	妊婦健康診査事業	○	○									健康づくり課
12	322	乳幼児健康診査事業	○	○									健康づくり課
13	323	育児相談事業	○										健康づくり課
14	324	母子訪問指導事業	○	○									健康づくり課
15	325	子育て世代包括支援センター運営事業	○	○									健康づくり課
16	326	母子健康教育事業	○	○									健康づくり課

【子ども・青少年部】													
17	329	ファミリー・サポート・センター管理運 営事業	○										子育て政策課
18	330	子育て支援フェスティバル開催事業	○										子育て政策課
19	331	地域子育てひろば事業	○										子育て政策課
20	332	児童遊園地管理補助事業	○										子育て政策課
21	333	子育てマップ発行事業	○										子育て政策課
22	334	養育支援家庭訪問事業	○										子育て政策課
23	335	児童相談事業	○	○									子育て政策課 ↓ 子ども青少年支援課
24	336	児童扶養手当支給事業	○	○									子育て政策課
25	337	母子家庭等自立支援事業	○										子育て政策課
26	338	児童手当支給事業	○	○									子育て政策課
27	339	子育て支援拠点管理運営事業	○										子育て政策課
28	340	児童プラザ管理運営事業	○										子育て政策課
29	341	小児医療費助成事業	○										子育て政策課
30	342	ひとり親家庭等医療費助成事業	○										子育て政策課
31	343	未熟児養育医療費助成事業	○	○									子育て政策課
32	344	市障害児通園施設「つくしんぼ教室」運 営事業	○										子育て政策課 ↓ 子ども青少年支援課
33	345	保育所等訪問支援事業											子育て政策課 ↓ 子ども青少年支援課
34	346	早期発達支援事業											子育て政策課 ↓ 子ども青少年支援課
35	347	おだわら子ども若者教育支援センター 整備事業（新規）	○										子育て政策課 子ども青少年支援課 教育指導課
36	348	公立保育所管理運営事業	○										保育課
37	349	民間施設等運営費補助事業	○										保育課
38	351	多様な保育推進補助事業											保育課
39	352	認可外保育施設支援事業	○										保育課
40	353	教育・保育の提供体制推進事業											保育課
41	354	私立幼稚園教育支援事業	○										保育課
42	355	就学前教育・保育充実事業（新規）	○										保育課・ 教育指導課

家庭教育の支援に関連する事業の対象区分表

事業 No.	事務 事業 No.	事業名	子ども・ 子育て支援 事業計画	義務的	保護者	対象年齢						所属名	
						妊娠期	0歳児	乳幼児	未就学児	小学校	中学校		高校生
43	356	プレイパーク事業	○										青少年課
44	357	子ども会支援事業	○										青少年課
45	358	地区健全育成組織支援事業	○										青少年課
46	359	青少年育成推進員支援・活用事業	○										青少年課
47	360	地域の見守り拠点づくり事業	○										青少年課
48	361	情報発信支援事業	○										青少年課
49	362	青少年環境浄化団体等支援事業	○										青少年課
50	363	街頭指導活動等充実事業	○										青少年課
51	364	青少年と育成者のつどい開催事業											青少年課
52	367	指導者養成研修・派遣事業	○										青少年課
53	368	青少年リーダー育成事業											青少年課
54	369	体験学習事業	○										青少年課
55	370	相談及び自立支援充実事業											青少年課 ↓ 子ども青少年支援課
56	371	青少年相談センター管理運営事業	○										青少年課

【教育部】

57	563	放課後児童健全育成事業	○										教育総務課
58	564	放課後子ども教室推進事業	○										教育総務課
59	565	学校教材整備・管理事業（小学校）											教育総務課
60	566	学校教材整備・管理事業（中学校）											教育総務課
61	567	教材等整備・管理事業（幼稚園）											教育総務課
62	568	食育啓発事業	○										学校安全課
63	569	健康診断事業	○										学校安全課
64	570	保健教育事業											学校安全課
65	571	学校災害給付事業	○										学校安全課
66	572	学校給食事業											学校安全課
67	573	学校施設維持・管理事業（小学校）											学校安全課
68	574	学校施設維持・管理事業（中学校）											学校安全課
69	575	施設維持・管理事業（幼稚園）											学校安全課
70	576	教育ネットワーク整備事業	○										学校安全課
71	577	校庭・園庭芝生管理事業											学校安全課
72	578	給食調理施設・設備整備事業											学校安全課
73	579	学力向上支援事業	○										教育指導課
74	580	外国語教育推進事業	○										教育指導課
75	581	読書活動推進事業	○										教育指導課
76	582	人権教育事業	○										教育指導課
77	583	情操教育充実事業											教育指導課
78	584	体力・運動能力向上事業											教育指導課
79	585	部活動活性化事業											教育指導課
80	586	共同研究事業											教育指導課
81	587	二宮尊徳学習事業	○										教育指導課
82	588	郷土学習推進事業											教育指導課
83	589	特色ある学校づくり推進事業	○										教育指導課
84	590	学校支援地域本部事業	○										教育指導課
85	591	学校運営協議会推進事業											教育指導課
86	592	防災教育事業											教育指導課
87	593	支援教育事業	○										教育指導課
88	594	特別支援相談・通級指導教室充実事業											教育指導課
89	595	日本語指導協力者派遣事業	○										教育指導課
90	596	登校支援事業	○										教育指導課
91	597	いじめ防止対策推進事業											教育指導課
92	598	生徒指導員派遣事業											教育指導課
93	599	教育相談事業	○										教育指導課
94	600	ハートカウンセラー相談員派遣事業											教育指導課
95	601	小学校児童就学支援事業											教育指導課
96	602	中学校生徒就学支援事業											教育指導課
97	603	高等学校等奨学金事業											教育指導課
98	604	公立幼稚園教育推進事業											教育指導課

地域における家庭教育支援基盤構築事業

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和2年度予算額
(前年度予算額)

75百万円
73百万円



文部科学省

背景

- 核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、核家族世帯の割合：70.0%(H10) → 83.3%(H30)〕〔児童(18歳未満)のいるひとり親世帯の数：約76万世帯(H30)〕
- 身近な相談相手がいない、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難な社会
〔地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)〕〔子育てする人にとって地域の支えがとても重要・やや重要だと思う：90.9%(H25)〕
- 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加
〔児童相談所での相談対応件数：11,631件(H11) → 159,838件(H30) (H11年度に比べて、約13.7倍) 〕

※以下の取組を行う自治体（都道府県、市町村）を支援（計1,000カ所）（都道府県等（指定都市、中核市を含む）の場合、補助率は国：1/3、都道府県等：2/3）

地域人材の養成

家庭教育支援員等の養成

- 家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う人材を養成
- 支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成

地域の多様な人材の参画
(例)



中核的人材の養成

家庭教育支援体制の構築

家庭教育支援員等の配置

- 小学校等に家庭教育支援員を配置するなど身近な地域における家庭教育支援の体制を強化

家庭教育支援チームの組織化

- 家庭教育支援員などの地域人材を中心としたチームの組織化

【チーム構成員の例】

子育て経験者、元教員、PTA関係者、SSW、民生委員、児童委員、保健師等

家庭教育を支援する取組

保護者への学習機会の効果的な提供

- 就学時健診や保護者会など、多くの親が集まる機会を活用した学習機会の提供（子育ての方法、虐待防止等）

親子参加型行事の実施

- 自己肯定感や自立心など、子育ての不安解消や社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開

相談対応や情報提供

- 悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や対応を実施

支援が届きにくい家庭への対応（アウトリーチ型支援）の充実（児童虐待防止等）

- 家庭教育支援員等に対する研修強化（子供の育ちをめぐる課題（虐待等）対応）
- 関係機関との協議・連携による情報共有等の実施
- 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援(※)の実施
(※家庭教育の自主性を尊重しつつ、自宅や学校、企業等に出向いて、個々の保護者に届ける支援（情報提供、相談対応、話し相手等）)

全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制の構築

家庭教育支援推進事業

令和2年度予算額 13百万円
(前年度予算額 14百万円)



背景

- 核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化
〔児童(18歳未満)のいる世帯のうち、核家族世帯の割合：70.0%(H10) → 83.3%(H30)〕〔児童(18歳未満)のいるひとり親世帯の数：約76万世帯(H30)〕
- 身近な相談相手がない、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立してしまうなど、家庭教育を行うことが困難な社会
〔地域において子育ての悩みや不安を相談できる人がいる保護者の割合：34.2%(H28)〕〔子育てする人にとって地域の支えがとても重要・やや重要だと思う：90.9%(H25)〕
- 学校における働き方改革や「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた、学校・家庭・地域のさらなる連携の必要性
〔中央教育審議会答申（平成31年1月）〕

家庭教育支援のための検討委員会等の実施

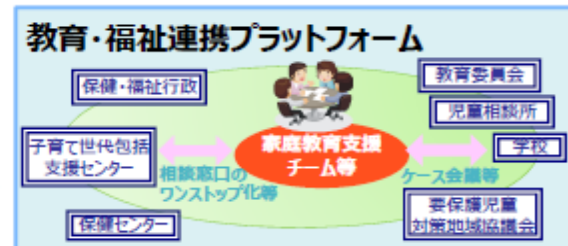
- 地域社会全体で家庭教育を支える体制整備の必要性
- 実態を踏まえた家庭教育支援方策を検討する必要性

- 子育ての悩みや不安など保護者が抱える課題等の実態把握
- 当該実態を踏まえた効果的な家庭教育支援方策の検討

教育と福祉の連携による家庭教育支援事業（委託事業）

- 就学や養育に不安を抱える保護者、未就園児の保護者からの相談が増加傾向
- 困難を抱える保護者への教育と福祉の連携の必要性

- 家庭教育支援チーム等と福祉関係機関等との連携体制を構築し、妊娠期から学齢期以降までの切れ目のない支援体制を整備



普及啓発・全国展開

全国家庭教育支援研究協議会の開催

家庭教育支援の全国的な普及を図るため、

- 家庭教育支援に関する優良事例の紹介や、実践検証の成果を踏まえた効果的な連携方策の共有
- 家庭教育支援チーム、家庭教育支援員等の研修・交流の場を設定



地域の実情に応じた効果的な家庭教育支援の推進

家庭教育支援条例について

1 全国における家庭教育支援条例の制定状況

家庭教育支援条例を制定している自治体は15（別紙1のとおり）。

2 条例制定の目的

（1）加賀市家庭教育支援条例

この条例は、子どもたちが健やかに成長する上で、家庭が果たす役割の重要性に鑑み、本市の家庭教育への支援について、基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子どもに必要な生活習慣の確立並びに自立心の育成及び心身の調和発達を図り、将来の本市を担う子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

（2）豊橋市家庭教育支援条例

この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、家庭教育を支援するための施策を総合的に推進し、保護者が親として学び、成長していくこと及び子どもが将来親になることについて学ぶことを促すことにより、子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

3 条例の内容

（1）共通項目

- ① 目的
- ② 定義
- ③ 基本理念
- ④ 市の責務
- ⑤ 保護者の役割
- ⑥ 学校等の役割
- ⑦ 地域の役割
- ⑧ 事業者の役割

(2) 自治体独自の項目

「親としての学びの支援」、「親になるための学びの支援」、「財政上の措置」、を定めている市が多い。

- 「親としての学びの支援」…………… 加賀市・千曲市・和歌山市・豊橋市
- 「親になるための学びの支援」 …… 加賀市・千曲市・和歌山市・豊橋市
- 「財政上の措置」…………… 千曲市・豊橋市・志木市
- 「連携した活動の促進」…………… 加賀市・和歌山市
- 「人材養成」…………… 加賀市
- 「家庭、学校等、地域住民等の連携した活動の促進」 …… 千曲市
- 「保護者、学校、地域社会への支援」…………… 南九州市
- 「事業者の理解及び協力の推進」…………… 南九州市
- 「子どもの自主的活動への支援」…………… 南九州市
- 「市民の理解及び協力」…………… 南九州市

なお、志木市は、特に独特な項目を定めており、インターネット、SNS、ゲーム、トレーディングカード等の適切な利用に関する内容を規定している。

4 家庭教育支援条例以外の子どもに関する条例

(1) 子ども・子育て支援条例

「子ども・子育て支援法」(平成24年8月22日制定)に基づく条例。

共通項目としては、家庭教育支援条例と同様の「基本理念」、「市の責務」、「保護者の役割」、「学校等の役割」、「地域の役割」などのほかに、同法で規定する「(子ども・子育て支援)事業計画の策定」について定めている。

自治体独自の項目の中では、多くの団体で「家庭への支援」、「相談体制の充実」、「虐待の予防」、「いじめ等への対応」、「子どもの安全確保」などを定め、4団体では「家庭教育への支援」を定めている。

なお、県内では、神奈川県(神奈川県子ども・子育て支援推進条例)と厚木市(厚木市子ども育成条例)がこの条例を制定している。

(2) 子どもの権利に関する条例

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「児童の権利に関する条約」を1994年(平成6年)に日本が批准したことに基づく条例。

共通項目としては、家庭教育支援条例と同様に「市の責務」、「保護者の役割」、「学校等の役割」、「地域の役割」などのほかに、「安心して生きる権利」、「ありのままの自分である権利」、「地域及び社会に参加する権利」など、子どもの権利について規定している。

自治体独自の項目の中では、多くの団体で「子育て家庭への支援」、「虐待及び体罰の禁止」、「いじめの防止」、「子どもの居場所づくり」などを定めている。

県内では、川崎市(川崎市子どもの権利に関する条例)と相模原市(相模原市子どもの権利条例)が制定しており、川崎市がこの条例を最初に制定している。

(3) 子どもを虐待から守る条例

「児童虐待の防止に関する法律」(平成12年制定・最終改正平成19年6月1日)に基づく条例。

共通項目としては、家庭教育支援条例と同様に「基本理念」、「市の責務」、「保護者の役割」などがありますが、「学校等の役割」については、児童福祉施設や医療機関などを含めて「関係機関等の責務」、「地域の役割」については、「市民等の役割」として定めている。

各自治体独自の項目としては、多くの団体で「通告(通報)への対応」、「相談体制の整備」、「虐待を受けた子どもに対する保護及び支援等」、「虐待を行った保護者への支援、指導等」、「情報の共有等」などを定めている。

県内では、横浜市(横浜市子供を虐待から守る条例)と川崎市(川崎市子どもを虐待から守る条例)がこの条例を制定している。

(4) その他子どもに関する条例

その他にも、「子どもを犯罪の被害から守る条例」、「子どもいじめ防止条例」、「有害図書類等の規制に関する条例」などを制定しているところがあります。

全国自治体における家庭教育支援条例の制定状況

市区町村における制定状況

(令和 2 年 12 月 1 日現在)

	団体名	条例名称	施行日
1	石川県加賀市	加賀市家庭教育支援条例	平成 27 年 6 月 22 日
2	長野県千曲市	千曲市家庭教育支援条例★	平成 28 年 4 月 1 日
3	和歌山県和歌山市	和歌山市家庭教育支援条例	平成 28 年 12 月 15 日
4	愛知県豊橋市	豊橋市家庭教育支援条例★	平成 29 年 3 月 29 日
5	鹿児島県南九州市	南九州市家庭教育支援条例	平成 29 年 4 月 1 日
6	埼玉県志木市	志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例	平成 30 年 3 月 16 日

都道府県における制定状況

(令和 2 年 12 月 1 日現在)

	団体名	条例名称	施行日
1	熊本県	くまもと家庭教育支援条例★	平成 25 年 4 月 1 日
2	鹿児島県	鹿児島県家庭教育支援条例★	平成 26 年 4 月 1 日
3	静岡県	静岡県家庭教育支援条例★	平成 26 年 10 月 28 日
4	岐阜県	岐阜県家庭教育支援条例★	平成 27 年 4 月 1 日
5	徳島県	徳島県家庭教育支援条例★	平成 28 年 4 月 1 日
6	宮崎県	宮崎県家庭教育支援条例★	平成 28 年 4 月 1 日
7	群馬県	ぐんまの家庭教育応援条例★	平成 28 年 4 月 1 日
8	茨城県	茨城県家庭教育を支援するための条例★	平成 28 年 12 月 28 日
9	福井県	福井県家庭教育支援条例★	令和 2 年 10 月 12 日

★は議員提案条例であることを示す。

全国市区町村及び都道府県における子どもに関する条例の制定状況

(令和 2 年 12 月 1 日現在)

条例の種類	市区町村	都道府県	県内で制定している団体
家庭教育支援条例	6 団体	9 団体	
子ども・子育て支援条例	5 0 団体	2 2 団体	神奈川県、厚木市
子どもの権利に関する条例	4 8 団体	0 団体	川崎市、相模原市
子どもを虐待から守る条例	2 7 団体	1 2 団体	横浜市、川崎市
その他の条例※	1 4 団体	3 団体	

注) インターネットにより確認したものであるため、全件を抽出できていない可能性があります。また、条例の名称については、団体により「条例の種類」と異なる場合があります。

※その他の条例…子どもを犯罪の被害から守る条例、子どもいじめ防止条例、有害図書類等の規制に関する条例など

加賀市家庭教育支援条例

平成27年6月22日
条例第44号

子どもの基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心、社会のルールなどは、愛情で包まれた家族との触れ合いを通じて、育まれるものである。すなわち家庭は、全ての教育の出発点であり、父母その他の保護者は子どもにとって初めての先生といえる。

私たちが住む加賀市では、豊かな自然や先人たちが築き上げてきた歴史、文化の中で、子どもは地域の宝として、家庭はもとより、子どもを取り巻く地域社会や市民みんなが子どもの健やかな成長を願いながら、その育ちを支えてきた。

しかしながら近年では、家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化、経済状況の変化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭の教育力の低下が指摘されている。こうした状況は加賀市ではより顕著であり、子育てに不安や困り感を持つ家庭への支援を更に進める必要がある。

私たちは、改めて家庭教育に対する各家庭の責任を認識するとともに、様々な事情により社会的支援の必要性が高い家庭への支援を行い、子どもの健やかな成長と子育てを支えるため、家庭を取り巻く学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政など社会全体が家庭教育の自主性を尊重し、それぞれの適切な役割分担を果たしつつ、一体となって家庭教育を支援する必要がある。

ここに、将来の本市を担う子どもを地域の宝として、子どもの健やかな成長にみんなが喜びを実感し、分かち合える加賀市を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもたちが健やかに成長する上で、家庭が果たす役割の重要性に鑑み、本市の家庭教育への支援について、基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子どもに必要な生活習慣の確立並びに自立心の育成及び心身の調和発達を図り、将来の本市を担う子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (2) 子ども おおむね18歳以下の者をいう。
- (3) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (4) 地域活動団体 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他地域的な活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (6) 家庭教育 保護者が子どもに対して行う教育のことをいう。
- (7) 家庭教育支援施策 市が実施する家庭教育を支援する施策をいう。

(基本理念)

第3条 家庭教育への支援は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、その子どもに必要な生活習慣、自立心、自制心、道徳観、礼儀、社会のルール等を自主的に教え、育むことができるよう、市、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会のすべての構成員が家庭教育の自主性を尊重しつつ、各々の役割を果たすとともに、社会の全ての構成員が一体となって取り組むものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育支援施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 市は、前項の規定により家庭教育支援施策を策定し、これを実施するに当たっては、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者及びその他の関係者と連携して取り組むものとする。

3 市は、第1項の規定により家庭教育支援施策を策定し、これを実施するに当たっては、子ども及び保護者の経済状況並びにその他家庭の状況等に配慮するものとする。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの健やかな成長のために必要な生活習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らも親として成長していくよう努める

ものとする。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者と連携して子どもの健やかな成長のために必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第7条 地域住民は、基本理念にのっとり、保護者と連携し、地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じ、子どもの健やかな育成に努めるとともに、保護者が家庭教育を行うために良好な地域環境の整備に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者と連携し、家庭教育を支援するための取組を行うよう努めるものとする。

3 地域住民及び地域活動団体は、家庭教育支援施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員の健康と安心を確保し、職業生活と家庭生活との両立が更に図られるよう必要な就業環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、家庭教育支援施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(学習機会の提供)

第9条 市は、親としての学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。)を支援するため、講座等の開設その他学習機会の提供に努めるものとする。

2 市は、親になるための学び(子どもが将来親になるために必要となる家庭の役割、子育ての意義等について学ぶことをいう。)を支援するため、講座等の開設、普及等学習機会の提供に努めるものとする。

(連携した活動の促進)

第10条 市は、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が相互に連携して取り組む家庭教育を支援するための活動を促進するものとする。

(人材養成)

第11条 市は、家庭教育への支援を行う人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、家庭教育への

支援に関する人材のネットワークの構築及びその拡充に努めるものとする。

(相談体制の整備・充実)

第12条 市は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な事業を行うものとする。

(広報・啓発活動の充実)

第13条 市は、家庭教育に関係する情報の収集、整理及び分析並びに市民への提供を行うものとする。

2 市は、家庭教育への支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の重要性並びに家庭教育における保護者の果たす役割及び責任について、市民の理解を深め、意識を高める啓発を行うものとする。

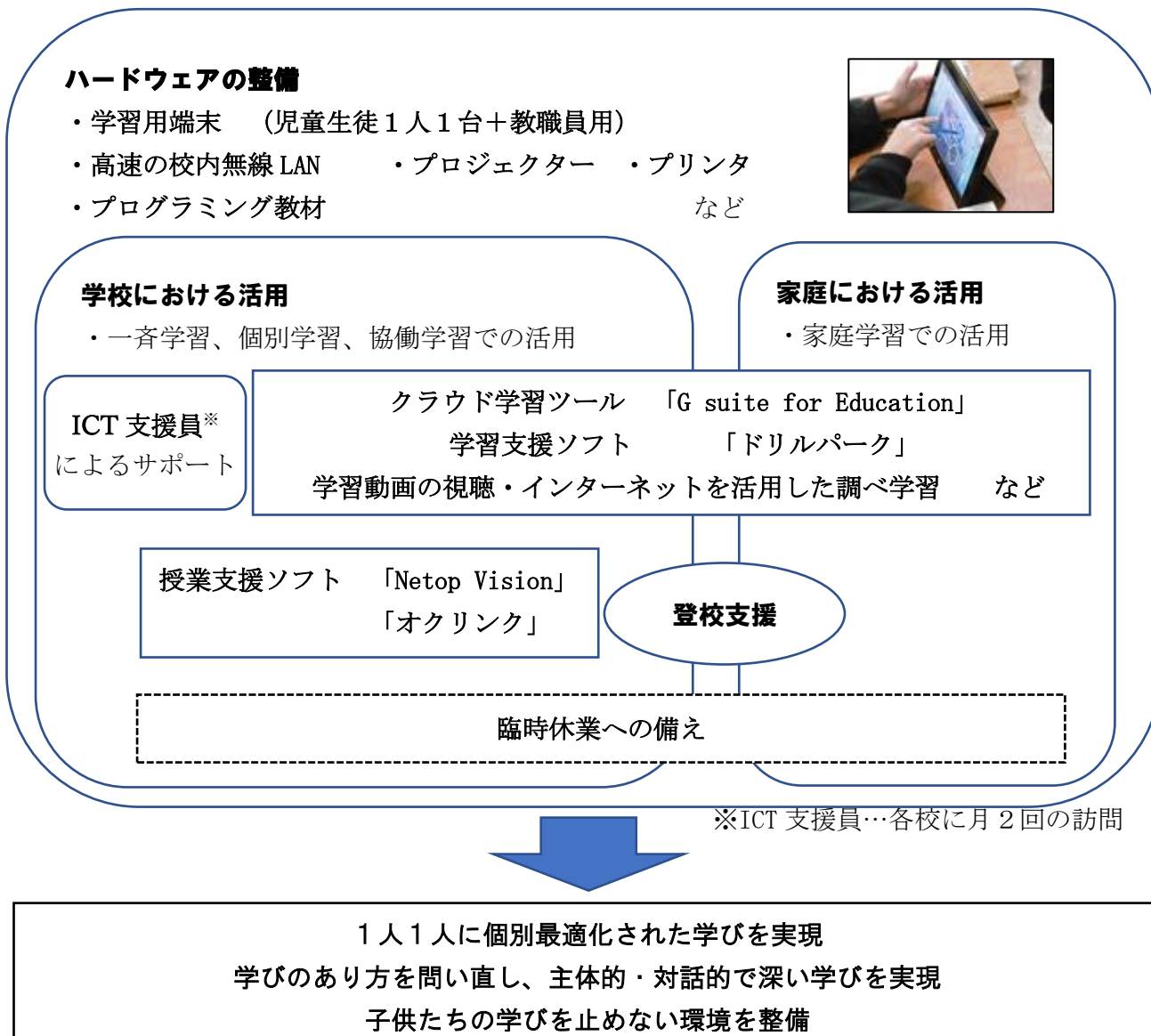
・ 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

ICT を活用した教育の基本的な考え方

国の GIGA スクール構想に基づき、小田原市では令和 3 年 4 月から、児童生徒 1 人 1 台の学習用端末と校内の高速大容量無線 LAN を運用する。本格的な運用を開始するにあたり、ICT を活用した教育をどのように進めていくのか、基本的な考え方を整理していく。

1 ICT 活用のイメージ



2 ICT活用の内容

(1) 学校における活用

一斉学習、個別学習、協働学習などの場面で活用する。

ア G suite for Education

Google が教育機関向けに提供しているクラウド学習ツール。文書作成や発表資料、表計算、データの保存、ビデオ対話などの様々なソフトウェアがある。

「Classroom」では、課題の配付・回収など、教員や児童生徒がオンライン上でコミュニケーションを図ることができる。

イ ドリルパーク

小学校は4教科、中学校は5教科に対応した個別学習ソフトウェア。児童生徒一人一人の進度に応じて学習でき、教員はその状況を把握し、指導に生かしていく。

ウ Netop Vision

教員が児童生徒の端末と画面を共有したり、モニタリング、画面のロック等したりできる授業支援ソフトウェア。教員は児童生徒の学習状況を把握するとともに、画面へ集中させることで、授業をスムーズに進行できるようにする。

エ オクリンク（小学校のみ）

簡単な操作で児童が自分の考えや調べたことなどの発表資料を作成するための授業支援ソフトウェア。作成した資料を児童同士で互いに送り合うこともできる。意見交換や発表に活用し、協働での学習の充実を図る。

オ eboard

NPO 法人 eboard が運営する無料学習サイト。小学校は算数・漢字、中学校は国語・社会・数学・理科・外国語の学習動画やデジタルドリルがある。予習や復習等で活用し、学習内容の理解を深める。

カ NHK for school

NHK が教育向けに運営している学習サイト。様々な学年・教科の番組や動画などがある。予習や復習等で活用し、学習内容の理解を深める。

キ 教科書のQRコード

教科書に記載されてQRコードを学習用端末で読み取り、説明や音声、動画を視聴する。予習や復習等で活用し、学習内容の理解を深める。

(2) 家庭における活用

学習用端末の持ち帰り等により、家庭学習においてもICTを活用する。

ア 「ドリルパーク」による個別学習

イ インターネットを活用した調べ学習

ウ 学習動画の視聴による予習・復習

など

(3) 登校支援における活用

校内支援室や教育相談指導学級等で児童生徒とのコミュニケーションや学習のサポートに活用する。

(4) 臨時休業等における活用

児童生徒が登校できない状況となった場合でも学びを止めないためICTを活用する。

- ア 児童生徒や保護者とコミュニケーションをはかる手段として活用
- イ 学習課題の配付・回収や学習状況の把握に活用
- ウ 公・民間の既存コンテンツの積極的な活用

(5) 情報活用能力の育成

- ア 児童生徒の発達段階に応じた系統的な育成
- イ 情報モラル教育の充実

3 教育委員会の取組

(1) 学習コンテンツの充実

- ア 学習支援ソフトのさらなる整備
- イ 授業で使用する教材を教員間で共有する仕組みの構築

(2) 家庭学習の充実に向けた支援

- ア 必要性や児童生徒の発達段階に応じた学習用端末の整備
- イ 通信環境のない家庭に対する支援

(3) 教員の研究・研修

- ア 教育研究所の共同研究での研究を実施
- イ 異動者研修会、各校で計画的な研修の実施

(4) ICT支援員の配置

- ア ICT支援員の学校訪問による教員のICT活用支援

(5) 検証体制

- ア ICTの活用状況の把握
- イ 教育ネットワークシステム検討会において、活用推進の検討

デジタル化によるまちづくりの推進について

1 背景

(1) 国

- ・「デジタル・ガバメント実行計画」の実行

令和元年（2019年）12月に改定された「デジタル・ガバメント実行計画」を実行することで、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動においてデジタル技術の恩恵を受け、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる社会を実現するため、デジタルガバメントを推進し、行政の在り方をはじめ社会全体のデジタル化を推進する。

- ・「スーパーシティ構想」の実現

令和2年（2020年）5月、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」、いわゆる「スーパーシティ法案」が国会で成立した。同法は、政府が推進する「スーパーシティ構想」を実現するため、AI（人工知能）やビッグデータなどの最先端の技術を活用して、規制改革に取り組みながら複数の分野でスマート化の取組を同時に暮らしに実装し、社会的課題の解決を図る生活実装実験を行うことで、未来の暮らしを先行実現しようとするものである（別紙参照）。

- ・「デジタル庁」設置の動き

省庁の枠を超えて、社会全体のデジタル化を推進することにより、安全で安心な暮らしや豊かさを実感できる社会を実現するため、令和3年（2021年）秋の「デジタル庁」設置に向けて動き出している。

(2) 小田原市

- ・「小田原市ICT推進プログラム」（令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）まで）

総合計画第5次実施計画の計画期間に位置付けた、ICT技術を活用する事業を集約している。

2 基本的な考え方

本市はこれまで、デジタル化に関して行政内部を中心に取組を進めてきた。今後は、未来に向けて市民の暮らしがより一層便利で快適なものとなるよう、市を挙げて『デジタル化によるまちづくりの推進』に取り組む。

3 デジタル化によるまちづくりの方針（素案）

デジタル技術を最大限に活用し、持続可能で活力のあるまちづくりを推進することで、豊かな未来社会を実現するため、「デジタル化によるまちづくりの方針」（素案）について整理・検討を進める（別紙参照）。

なお、具体的な取組内容・時期等については、今後策定する、デジタル化の推進計画に位置付けることとする。

4 推進体制

本市のデジタル化に係る取組を着実に推進していくため、庁内の推進体制として「小田原市デジタル化推進本部」を令和2年（2020年）10月28日に設置するとともに、産学官の推進体制として「（仮称）小田原市デジタル化推進協議会」を立ち上げ、地域の各種団体・地域内外の民間企業・大学等の研究機関や金融機関など、多様な主体との連携を図る（別紙参照）。

5 今後の主な予定

（1）令和2年度（2020年度）

- ・専門的な知識を有する「デジタル・エグゼクティブ・アドバイザー」を設置して、必要に応じて、デジタル化に関するアドバイスを受ける。
- ・「デジタル化によるまちづくりの方針」（素案）に関して、有識者等からの意見を踏まえ、速やかに確定させるほか、今後のデジタル化に関し、幅広い視点から意見を聴取する。
- ・「（仮称）小田原市デジタル化推進協議会」のキックオフイベントを令和3年（2021年）1月に開催して、デジタル化の取組をPRする。

（2）令和3年度（2021年度）

- ・「デジタル化によるまちづくりの方針」を踏まえ、具体的なデジタル化の推進計画を取りまとめる。

「スーパーシティ」構想について（具体像）



- 以下のような領域（少なくとも5領域以上など）を広くカバーし、**生活全般にまたがる**
①移動、②物流、③支払い、④行政、⑤医療・介護、⑥教育、⑦エネルギー・水、⑧環境・ゴミ、⑨防犯、⑩防災・安全
- **2030年頃に実現される未来社会での生活を加速実現する**
- **住民が参画し、住民目線でより良い未来社会の実現がなされるよう、ネットワークを最大限に利用する**



出典:内閣府地方創生推進事務局
「スーパーシティ」構想について

国の想定スケジュール（予定）

令和2年 12月頃 スーパーシティ公募開始

令和3年2-3月頃 公募締め切り
各応募自治体の評価

春頃 スーパーシティの自治体決定

デジタル化によるまちづくりの方針（素案）

理念

デジタル技術を最大限に活用し、持続可能で活力のあるまちづくりを推進することで、豊かな未来社会を実現する

3つの基本方針

I 市民生活の質の向上

ICTやビッグデータの活用によるサービスの効率化や地域における課題解決を進めることで、より一層便利で快適な市民生活の実現を図る。

II デジタル・ガバメントの推進

デジタル技術の活用により行政手続や業務プロセスの改革を進めるとともに、ICT基盤の最適化を図ることで、データ駆動型の自治体運営に向けた環境を整備する。

III 地域活力の向上

多様な主体による緊密な連携・協働によりデジタル化を推進することで地域の魅力を高め、官民の持つデータ基盤を中核に民間活力を地域に呼び込む。

デジタル化に向けた8つの方向性＝おだわらデジタル8（エイト）



めまぐるしく速い時代の潮流の中でも豊かな未来社会を実現するため、小田原市は力強くデジタル化に向けた**8本の柱（MORI）**を放つ！

① 市民生活分野のデジタル化

市民生活に密接に関わる分野のデジタル化を推進することにより利便性の向上を図る。

②

地域課題の解決

デジタル技術を積極的に活用することで、地域が抱える課題の解決を目指す。

③

デジタルデバйд対策

身体的・社会的理由等による情報格差を減らし、全ての市民がデジタル化の恩恵を享受できる環境を整える。

④

行政サービスの改革

行政サービスの向上や行政運営の簡素化・効率化に向けて、各種手続きのオンライン化やワンス・トップサービスの推進等、業務改革を推進する。

⑤

行政におけるICT基盤の最適化

情報セキュリティを確保しながら、最新の技術動向を取り入れることにより安全性と利便性を両立させたICT基盤の最適化を図る。

⑥

ICT人材の育成・登用

デジタル技術を積極的に施策に反映させるため、技術的視点を持った職員の育成や、専門的な知識を持つ外部人材の登用を図る。

⑦

データ活用環境の構築

より多くのデータを様々な主体が容易に活用できるようにするため、行政が保有する情報のオープンデータ基盤づくりを推進する。

⑧

産学官連携の推進

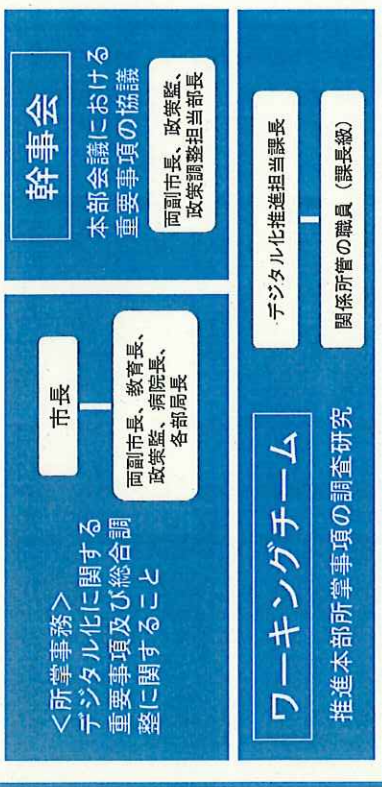
地域の各種団体、市内外の民間企業、大学等の研究機関や金融機関など、多様な主体との協働や県との緊密な連携を図る。

デジタル化によるまちづくりに向けた推進体制について

市内推進体制

デジタル化推進本部

未来に向けて市民の暮らしがより一層便利で快適なものとなるよう、市を挙げてデジタル化によるまちづくりの推進に取り組む。



意見

デジタル・エグゼクティブ・アドバイザー

関係所管による事業化（主に内部事務）

連携

優遇措置の活用など

国

神奈川県

連携

産学官推進体制

(仮称) デジタル化推進協議会

本市におけるデジタル化によるまちづくりを加速化させるため、地域の各種団体・地域内外の民間企業・大学等の研究機関や金融機関など、多様な主体との連携を図る。

地域が抱える課題解決のため、デジタルの力を最大限に活かしたまちづくりの実現に向けた検討を行う。

市

関係団体

民間企業

大学

ワーキンググループ

※必要に応じて設置

各分野ごとに事業化へ向けた具体的な検討を進める。

事業分野①

事業分野②

事業分野③

※市においては各分野の所管課が参画する。

※産学官推進体制については、固定化されたものではなく、アクションの具体化等により生成（進化）していくイメージ。将来的には法人化することも視野に入れる。

小田原市スーパーシティ構想（案）について

当初に実施した連携事業者及び事業提案の公募の結果と、今回の追加公募の結果を踏まえた、小田原市スーパーシティ構想（案）の概要については、次のとおり。

取組分野	主な取組内容（予定）
医療・健康	<ul style="list-style-type: none"> ●新市立病院における診察券レス・処方箋レス・キャッシュレスによるスマート医療手続やオンライン病診相談 ●ウェアラブルデバイス（身体に装着して利用する端末）とスマホアプリを活用した健康記録管理支援 ●先端技術による心身状態の未来予測 ●先端技術による移動の効率化と医療情報連携によるスマート救急搬送
防 災	<ul style="list-style-type: none"> ●ドローン・AI 等を活用した被災状況把握や災害予測 ●災害時における個人属性に合わせた情報提供や避難所生活支援 ●SNS 投稿分析による被災状況解析
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ●非常時における蓄電池等の分散電源による「仮想発電所（VPP）」を活用した自立分散型エネルギーの街づくり ●EV 大量導入を見据えた充電インフラ整備 ●サイネージ機能（文字等を表示する機能）や太陽光発電機能を持たせたスマート窓等によるエネルギーの効率化や情報発信
観 光	<ul style="list-style-type: none"> ●支払いやホテルチェックインなどをスマート化した「手ぶら旅行」の実現 ●混雑情報や個人の志向等のデータ活用による個別最適化プランの提供 ●MR（複合現実）グラスを活用した歴史体験やお土産チョイス ●先端技術による移動の効率化と体験価値向上
交 通	<ul style="list-style-type: none"> ●人流モビリティ（オンデマンド配車、自動運転）の導入 ●物流モビリティ（ドローン、無人宅配）の導入
教 育	<ul style="list-style-type: none"> ●学校情報、健康情報、塾の成績など子供に関する情報を一元化した教育の最適化 ●オーストラリアのノーザンビーチーズ市とのデジタル化の事例の共有等による都市間連携

デジタル化に関する今後の取組（教育部）

【教育総務課】**①放課後児童クラブに係る入退室管理システムの導入**

令和2年10月から放課後児童クラブの運營業務の委託化に伴い、利用児童の入退室管理を厳格化し、児童の更なる安全管理と指導員の事務負担の軽減を目的に、ICカードを使用した入退室システムを導入し、令和3年度から本格稼働させる。これにより、児童の入退室状況が保護者へ自動的にメールで通知されるほか、システムを活用して一斉配信が可能となるため、緊急時等に保護者への有効な連絡手段となる。また、指導員の事務負担が軽減されるため、保育により注力することができる。

②放課後子ども教室に係る電子申請システムの導入

放課後子ども教室の参加登録申請について、保護者の利便性の向上、教員の負担軽減、集計等事務作業の効率化等を図るため、PC やスマートフォンから申込み可能な電子申請システムを導入する。（令和2年度に12校で試行済み）

【学校安全課】**①児童生徒見守りシステムの導入検討**

位置情報サービス等を活用し、児童生徒の登下校の状況を、保護者に情報提供するシステムの構築を検討する。

②学校給食献立作成システムの導入検討

現在、24か所の給食調理場で自作のエクセル等で献立を作成しているが、適正かつ効率的な献立作成をするため、給食献立作成に係るパッケージソフトの導入を検討する。

③学校施設維持管理情報システムの導入検討

学校小破（漏水や壁剥落など）について、学校職員が簡単に状況報告できるシステムを検討する。

【教育指導課】**①ICT教育の推進**

国のGIGAスクール構想を受け、市内小中学校に整備した児童生徒1人1台の学習用端末と高速大容量の無線LAN環境を活用し、様々な教育支援ツールを活用した授業を実施する。

②リモート会議の活用推進

教職員の負担軽減や会議・研修の効率化の観点から、リモート会議などICT機器の活用を推進する。

③教職員勤怠管理システムの導入

教職員の働き方改革を進めるため、勤怠管理システムを導入し、教職員の在校等時間の適切な把握に努める。